



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

<b>規則</b> .....	3
○大和高田市空家等対策の推進に関する規則（営繕住宅課） .....	3
○大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則（保育課） .....	22
○大和高田市こども園条例施行規則の一部を改正する規則（保育課） .....	31
○大和高田市子ども・子育て支援法施行細則（保育課） .....	40
○大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則（健康増進課） .....	107
<b>告示</b> .....	108
○令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）等の公表（財政課） .....	108
○公示送達（収納対策室） .....	109
○放置自転車等の移動、保管（生活安全課） .....	109
○大和高田市地域振興券事業実施要綱（産業振興課） .....	110
○大和高田市中小企業等家賃支援給付金給付要綱（産業振興課） .....	114
○住民票の職権消除（市民課） .....	120
○引取りのない自転車等の処分（生活安全課） .....	120
○大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の廃止（保育課） ..	121
○公示送達（税務課） .....	121
○9月市議会定例会の招集（財政課） .....	122
○公示送達（収納対策室） .....	122
○公示送達（収納対策室） .....	122
○公示送達（収納対策室） .....	123
○新型コロナウイルス感染症に係る寄附金控除の特例を適用する行事の指定に関する告示（税務課） .....	123
<b>公告</b> .....	123
○大和高田市新庁舎来庁者用駐車場運営管理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	123
○大和高田市新庁舎電話交換機設備購入に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） ..	126
○土庫小学校エレベーター棟増築工事設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	129
○大和高田市保健センター非常灯取替更新工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	132
○コンピラ山古墳埋蔵文化財発掘調査業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	134
○令和2年度大和高田市新型コロナウイルス感染症対策物品（便座クリーナー用ディスペンサー等）購入に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	137

○公立学校情報ネットワーク環境施設整備工事（中学校・市商）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	140
○公立学校情報ネットワーク環境施設整備工事（小学校2校区）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	143
○公立学校情報ネットワーク環境施設整備工事（小学校1校区）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	146
○農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課）	149
○公告第63号の入札参加資格を訂正する公告（契約監理室）	149
○大和高田市発熱者検査センターの設置に伴う仮囲い賃貸借業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	150
○令和2年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	152
<b>教育委員会</b>	155
○令和2年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	155
○教育委員会7月定例委員会の招集（教育総務課）	156
○教育委員会8月臨時委員会の招集（教育総務課）	157
○大和高田市指定文化財の指定（文化振興課）	157
○大和高田市指定文化財の指定（文化振興課）	157
○教育委員会8月定例委員会の招集（教育総務課）	158
<b>選挙管理委員会</b>	158
○選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	158
<b>公営企業</b>	159
○築枝築山内管渠工事（5）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	159
○土枝池尻内管渠工事（15）・給配水管移設工事（G15）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	162
○高6枝曾大根2丁目・甘田町内管渠工事（10）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	165

**規 則****規則第33号**

大和高田市空家等対策の推進に関する規則を次のように定める。

令和2年8月12日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市空家等対策の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び大和高田市空家等対策の推進に関する条例(令和元年条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(立入調査の通知等)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書(様式第1号)により行うものとする。

2 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第2号)とする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導通知書(様式第3号)により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第4号)により行うものとする。

(命令等)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書(様式第5号)により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書(様式第6号)により行うものとする。

3 法第14条第4項の意見書の提出は、意見書(様式第7号)により行うものとする。

4 法第14条第5項の規定による公開による意見の聴取の請求は、公開による意見の聴取請求書(様式第8号)により行うものとする。

5 法第14条第7項の規定による通知は、公開による意見の聴取通知書(様式第9号)により行うものとする。

6 法第14条第11項の規定による標識は、標識(様式第10号)とする。

(代執行)

第7条 法第14条第9項の規定により行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定を適用する場合においては、次に定めるところによる。

(1) 行政代執行法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第11号)により行うものとする。

(2) 行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(様式第12号)により行う

ものとする。

(3) 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第13号)とする。

(緊急安全措置)

第8条 条例第5条第2項の証票は、緊急安全措置責任者証(様式第14号)とする。

2 条例第5条第3項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書(様式第15号)により行うものとする。

3 条例第5条第4項の規定による納付命令は、緊急安全措置費用納付命令書(様式第16号)により行うものとする。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者から緊急安全措置に係る費用納付免除申出書(様式第17号)による申出があったときは、条例第5条第1項の規定による措置の実施に要した費用を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者

(2) 住民税非課税世帯に属する者

(3) 災害、事故、疾病その他の家計の急変の原因となる事由によりその費用を納付することが困難であると市長が認める者

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

立入調査実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により立入調査を実施しますので、同条第3項の規定により下記のとおり通知します。

立入調査に際し、所有者等の立会いが可能な場合は、立入調査の期日までに、下記連絡先へ連絡してください。

記

1 立入調査の対象となる空家等

- (1) 所在地 奈良県大和高田市
- (2) 所有者等の住所及び氏名

2 立入調査の内容

3 立入調査の日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時から

4 立入調査員

5 連絡先

(備考)

立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定により20万円以下の過料に処せられます。

様式第2号(第3条関係)

(表)

9.0cm

5.5cm

第 号

立 入 調 査 員 証

写 真

所 属  
職 名  
氏 名  
生 年 月 日                      年    月    日

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第9条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年    月    日 発行

大和高田市長                      印

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法(抜粋)

(立入調査等)

第9条(略)

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【注意】本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

## 助言・指導通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第14条第1項の規定により下記のとおり助言又は指導します。

## 記

- 1 対象となる特定期空家等
  - (1) 所在地 奈良県大和高田市
  - (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 助言又は指導に係る措置の内容
- 3 助言又は指導に至った事由
- 4 措置の期限  
年 月 日
- 5 助言又は指導の責任者
- 6 連絡先

## (備考)

上記4の措置の期限までに上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記6の連絡先まで報告してください。

上記4の措置の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

勧告を受けると、上記1の当該特定期空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該敷地について、当該特例の対

象から除外されることとなります。

様式第4号(第5条関係)

第 年 月 日 号

様

大和高田市長

印

勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記の特定空家等について、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう助言又は指導しましたが、現在に至っても改善がなされていません。 つきましては、速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第14条第2項の規定に基づき下記のとおり勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地 奈良県大和高田市
  - (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った理由
- 4 措置の期限
  - 年 月 日
- 5 勧告の責任者
  - 大和高田市 部 課長
- 6 連絡先

(備考)

上記4の措置の期限までに上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記6の連絡先まで報告してください。

上記4の措置の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。



この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

様式第5号（第6条関係）

	第	号
	年	日
様	月	日
	大和高田市長	印

命令書

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期間等について、 年 月 日付け 第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定期間等
  - (1) 所在地 奈良県大和高田市
  - (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 命令に係る措置の内容
- 3 命ずるに至った理由
- 4 措置の期限
 

年 月 日
- 5 命令の責任者
- 6 連絡先

(備考)

上記2に示す措置を履行した場合は、遅滞なく上記6の連絡先まで報告してください。  
本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられま

す。

上記4の措置の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

様式第6号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期間等について、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、大和高田市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定期間等
  - (1) 所在地 奈良県大和高田市
  - (2) 所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容

3 命じようとする理由

4 意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先  
大和高田市 部 課長 宛  
送付先：奈良県大和高田市

5 意見書の提出期限  
年 月 日

6 連絡先

(備考)

上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6の連絡先まで報告してください。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

提出者 住所  
氏名 印  
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び代表者印〕

意見書

年 月 日付け 第 号による命令に係る事前の通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第4項の規定により、下記のとおり意見を述べるとともに、自己に有利な証拠を提出します。

記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地 奈良県大和高田市
  - (2) 所有者等の住所及び氏名

2 命令に係る事前の通知に対する意見（必要な措置を講じられなかった理由等）

3 自己に有利な証拠の提出の有無 有 ・ 無

（備考）

所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、添付してください。

自己に有利な証拠を提出するときは、添付してください。

代理人が提出するときは、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

提出者 住所  
氏名 印  
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び代表者印〕

公開による意見の聴取請求書

年 月 日付け 第 号による命令に係る事前の通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第5項の規定により、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地 奈良県大和高田市
- (2) 所有者等の住所及び氏名

2 意見の聴取に出席しようとする者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名
- (3) 電話番号

（備考）

所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、添付してください。

代理人が意見の聴取に出席するときは、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第9号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

公開による意見の聴取通知書

年 月 日付けで請求のあった公開による意見の聴取を行うことについて、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第6項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、同条第7項の規定によりその旨を通知するとともに、これを公告します。

なお、あなたは、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる旨申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地 奈良県大和高田市
  - (2) 所有者等の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 意見の聴取の期日  
年 月 日

4 意見の聴取の場所

5 連絡先

様式第10号（第6条関係）

標 識

下記の特定期間等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127

号)第14条第3項の規定に基づく措置をとることを、年 月 日付け 第 号  
により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地 奈良県大和高田市
  - (2) 所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 措置の期限  
年 月 日

5 命令の責任者

6 連絡先

様式第11号(第7条関係)

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

大和高田市長 印

戒告書

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等について、年 月 日付け 第号により必要な措置をとるよう命じましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。下記の措置の期限までに当該措置をとらないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、下記の措置を代執行しますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 特定空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 用途
  - (3) 構造
  - (4) 規模 建築面積  
延べ床面積
  - (5) 所有者等の住所及び氏名

- 2 命令に係る措置の内容

- 3 措置の期限  
年 月 日

- 4 連絡先

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

様式第12号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

## 代執行令書

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等について、 年 月 日付け 第号により必要な措置をとるよう戒告しましたが、措置の期限までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

## 記

1 除却、修繕、立木竹の伐採等する物件

2 代執行の内容

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額

6 連絡先

## (教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、



この処分の日（翌日）から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

様式第13号（第7条関係）

(表)

← 9.0 cm →

執 行 責 任 者 証

第 号

部 課長

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

大和高田市長 印

記

1 代執行をなすべき事項  
代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）  
記載の大和高田市

2 代執行をなすべき時期  
年 月 日から 年 月 日までの間

↑ 5.5 cm ↓

(裏)

○空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）  
（特定空家等に対する措置）  
第14条（以上略）  
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。  
10～15（略）

○行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）  
（証票の携帯）  
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

【注意】本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第14号（第8条関係）

(表)

← 9.0cm →

↑ 5.5cm ↓	緊急安全措置責任者証		第 号
	所 属	写 真	
	職 名		
	氏 名		
生年月日	年 月 日		
上記の者は、大和高田市空家等対策の推進に関する条例（令和元年大和高田市条例第11号）第4条第1項の規定による措置を行う者であることを証明する。			
年 月 日発行			
大和高田市長			印

(裏)

大和高田市空家等対策の推進に関する条例（抜粋）

（緊急安全措置）

第5条 市長は、空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置を行うことができる。

2 前項の措置の責任者は、その者が措置の責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該空家等の所有者等を確知できないときは、当該措置の内容を公告することをもってこれに代えることができる。

4 市長は、第1項の措置に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、所有者等に対し、文書をもってその納付を命じることができる。

【注意】本証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第15号（第8条関係）

様

第 年 月 日 号

大和高田市長 印

緊急安全措置実施通知書

大和高田市空家等対策の推進に関する条例（令和2年条例第11号）第5条第1項の規定により、下記のとおり緊急安全措置を実施しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 対象となる空家等

所在地

所有者等 氏名

住所

2 緊急安全措置の内容

3 緊急安全措置の理由

4 緊急安全措置の実施日

- 即時的な措置                      年    月    日
- 継続的な措置                      年    月    日から

継続的な措置については、不服申立て及び処分の取消しの訴えをすることができます。（詳細は（教示）をご参照ください。）

5 緊急安全措置に要した費用又は見込額

6 連絡先

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

様式第16号（第8条関係）

第            号  
年    月    日

様

大和高田市長

印

緊急安全措置費用納付命令書

大和高田市空家等対策の推進に関する条例（令和2年条例第11号）第5条第1項の規定により実施した緊急安全措置について、同条第4項の規定により当該費用の納付をするよう命令します。

記

1 実際に要した費用の額

円

(内訳)

2 納付期限

年 月 日

3 納付方法

同封の納入通知書により納付

4 連絡先

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

様式第17号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

(納入義務者)

氏 名 印

住 所

電話番号

緊急安全措置に係る費用納付免除申出書

私は下記の理由に該当しますので、年 月 日 実施の緊急安全措置について、その費用を納付することが困難なので、免除いただくよう申し出ます。

## 記

費用を納付することが困難と認められる事由(該当する箇所にチェックを入れてください。)

- ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- イ 住民税非課税世帯に属する者
- ウ 災害、事故、疾病その他の家計の急変の原因となる事由によりその費用を納付することが困難と市長が認めるもの

※上記事由を証する書類の添付をしてください。

**規則第34号**

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年8月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市保育所条例施行規則(平成17年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(利用手続)

第7条 保育所の利用の申請は、大和高田市子ども・子育て支援法施行細則(令和2年規則第36号)

第5条第1項に規定する施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申請書又は同条第2項に規定する電子処理組織を使用する方法により行うものとする。

第8条第1項中「前条の規定による申請をした保護者に対し、利用の承諾又は保留を」を「保育所の利用を決定したときは、利用承諾通知書(様式第1号)により、保育所の利用を認めないときは、入所(園)保留通知書(様式第2号)により前条の規定による申請をした保護者に」に改め、同条第2項中「次に掲げる場合は特定保育」を「次の各号のいずれかに該当するときは、保育所」に改める。

第9条中「特定保育を利用している子ども(以下「利用子ども」という。)」を「保育所を利用する子ども」に、「、保育の実施を解除する場合、」を「保育の実施を解除するときは、実施解除通知書(様式第3号)により」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「利用子ども」を「保育所を利用する子ども」に、「場合」を「ときは」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「利用子ども」を「保育所を利用する子ども」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第3号の規定による届出は、利用中止届兼教育・保育給付認定取消申請書(様式第4号)により行うものとする。

第11条の見出しを「(保育料の決定及び通知)」に改め、同条第1項中「その旨を」を「大和高田市子ども・子育て支援法施行細則第8条第1項に規定する保育料決定通知書により」に改め、同条第2項中「その旨を」を「大和高田市子ども・子育て支援法施行細則第10条第4項に規定する保育料変更通知書により」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第8条第1項の規定による保育所の利用の承諾の通知とともに、同項の規定にかかわらず、利用承諾通知書兼保育料決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

第11条第4項を削る。

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「において特定保育」を削り、同条を第15条とする。

第13条中「者は、」の次に「保育料減免申請書(様式第7号)に」を加え、「提出」を「申請」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「定める」を「規定する」に改め、同条第2項中「、その身分を証明する」を削り、「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(保育料の徴収)

第12条 市長は、保育料を保護者又は扶養義務者から毎月徴収するものとする。

2 口座振替による保育料の振替日は、当該月の10日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日とする。

別表第3及び別表第4中「第14条」を「第15条」に改める。

附則の次に、次の7様式を加える。

様式第1号（第8条関係）

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

利用承諾通知書

申請のありました施設の利用について、次のとおり承諾します。

利用する子どもの 氏名及び生年月日	
利用する施設の 名称及び所在地	
教育（保育）の 実施期間	
保育料の月額 及び納付方法	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第2号（第8条関係）

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

入所（園）保留通知書

申請のありました施設の利用については、次の理由により保留となりましたので通知します。

子どもの氏名 及び生年月日	
保留となった理由	
保留の有効期限	
備考	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第9条関係）

大和高田市達第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

実施解除通知書

次の子どもについて、教育（保育）の実施を解除することとなりましたので通知します。

利用する子どもの 氏名及び生年月日	
利用する施設の 名称及び所在地	
教育（保育）の実施 の解除の年月日	
教育（保育）の実施 の解除の理由	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

保護者氏名 印

利用中止届兼教育・保育給付認定取消申請書

次のとおり、施設の利用を中止します。

届出（申請）に係る小学校 就学前子ども	氏名	生年月日	性別
	ふりがな	年 月 日生	男・女
保護者 住所・連絡先	(住 所) 大和高田市 (連絡先) 自宅 — — 携帯 — — (続柄： )		
認定証番号			
利用中止する施設（事業者）名			
中止年月日	年 月 日		
中止理由	1. 家庭で保育する。 2. 育児休業取得（ 年 月 日～ 年 月 日） □仕事復帰後、同じ施設の利用を希望する。 □仕事復帰後、同じ施設の利用を希望しない。 3. 市外転出 □市外転出後、同じ施設の利用を希望する。 □市外転出後、同じ施設の利用を希望しない。 ※引き続き同じ施設の利用を希望する場合、転出先で手続が必要 4. 市内転居 5. 他の施設を利用する。 (施設・事業者名： ) 6. その他 ( )		
教育・保育給付認定の取消しの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（他の施設を利用する場合）		

※「教育・保育給付認定の取消しの有無」が「有」の場合であり、支給認定証の交付を受けている場合、支給認定証を添付（返還）してください。

※「教育・保育給付認定の取消しの有無」が「無」の場合で、利用中止後も保育の認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の認定）を継続して受けるためには、毎年、保育を必要とする理由及び利用者負担額（保育料）算定のために必要な事項の届出が必要です。

様式第5号（第11条関係）

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

利用承諾通知書兼保育料決定通知書

申請のありました施設の利用について、次のとおり承諾します。また、保育料について次のとおり決定しましたので通知します。

利用する子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設の名称及び所在地	
教育（保育）の実施期間	
保育料の月額及び納付方法	

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

※口座振替日が休日の場合は、翌営業日に振り替えます。

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

※以下に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

様式第6号（第13条関係）

第 号

保育料徴収職員証

所 属

氏 名

（ 年 月 日生）

上記の者は、大和高田市保育所条例施行規則第13条の規定に基づき、保育料の徴収に関し、地方税法に規定する徴税吏員の事務に相当する事務を行う者であることを証する。



写真

年 月 日交付

大和高田市長 印

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

保護者氏名 印

保育料減免申請書

次のとおり、保育料の減免を申請します。

子どもの氏名		施設名	
生年月日		保護者の 職 業	
現住所		保護者の 収 入 (月 額)	

減免申請の理由

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**規則第35号**

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年8月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立こども園条例施行規則(平成22年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(利用手続)

第7条 こども園の利用の申請は、大和高田市子ども・子育て支援法施行細則(令和2年規則第36号)第5条第1項に規定する施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申請書又は同条第2項に規定する電子処理組織を使用する方法により行うものとする。

第8条第1項中「前条の規定による申請をした保護者に対し、利用の承諾又は保留を」を「こども園の利用を決定したときは、利用承諾通知書(様式第1号)により、こども園の利用を認めないときは、入所(園)保留通知書(様式第2号)により前条の規定による申請をした保護者に」に改め、同条第2項中「次に掲げる場合は特定教育・保育」を「次の各号のいずれかに該当するときは、こども園」に改める。

第9条中「特定教育・保育を利用している子ども(以下「利用子ども」という。)」を「こども園を利用する子ども」に、「、教育及び保育の実施を解除する場合、」を「教育及び保育の実施を解除するときは、実施解除通知書(様式第3号)により」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「利用子ども」を「こども園を利用する子ども」に、「場合」を「ときは」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「利用子ども」を「こども園を利用する子ども」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第3号の規定による届出は、利用中止届兼教育・保育給付認定取消申請書(様式第4号)により行うものとする。

第11条の見出しを「(保育料の決定及び通知)」に改め、同条第1項中「その旨を」を「大和高田市子ども・子育て支援法施行細則第8条第1項に規定する保育料決定通知書により」に改め、同条第2項中「その旨を」を「大和高田市子ども・子育て支援法施行細則第10条第4項に規定する保育料変更通知書により」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第8条第1項の規定によるこども園の利用の承諾の通知とともに行う第1項の通知は、同項の規定にかかわらず、利用承諾通知書兼保育料決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

第11条第4項を削る。

第20条を第21条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条第1項中「において特定教育・保育」を削り、同条を第15条とする。

第13条中「者は、」の次に「保育料減免申請書(様式第7号)に」を加え、同条を第14条とする。

第12条第1項中「定める」を「規定する」に改め、同条第2項中「、その身分を証明する身分証」を「保育料徴収職員証(様式第6号)」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(保育料の徴収)

第12条 市長は、保育料を保護者又は扶養義務者から毎月徴収するものとする。

2 口座振替による保育料の振替日は、当該月の10日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日とする。

別表第1中「第14条」を「第15条」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第15条関係)」に改める。

附則の次に、次の7様式を加える。



様式第1号（第8条関係）

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

利用承諾通知書

申請のありました施設の利用について、次のとおり承諾します。

利用する子どもの 氏名及び生年月日	
利用する施設の 名称及び所在地	
教育（保育）の 実施期間	
保育料の月額 及び納付方法	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第8条関係）

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

入所（園）保留通知書

申請のありました施設の利用については、次の理由により保留となりましたので通知します。

子どもの氏名 及び生年月日	
保留となった理由	
保留の有効期限	
備考	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第9条関係）

大和高田市達第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

実施解除通知書

次の子どもについて、教育（保育）の実施を解除することとなりましたので通知します。

利用する子どもの 氏名及び生年月日	
利用する施設の 名称及び所在地	
教育（保育）の実施 の解除の年月日	
教育（保育）の実施 の解除の理由	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

保護者氏名 印

利用中止届兼教育・保育給付認定取消申請書

次のとおり、施設の利用を中止します。

届出（申請）に係る小学校就学前子ども	氏名 ふりがな	生年月日 年 月 日生	性別 男・女
保護者住所・連絡先	(住 所) 大和高田市 (連絡先) 自宅 — — 携帯 — — (続柄: )		
認定証番号			
利用中止する施設（事業者）名			
中止年月日	年 月 日		
中止理由	1. 家庭で保育する。 2. 育児休業取得（ 年 月 日～ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 仕事復帰後、同じ施設の利用を希望する。 <input type="checkbox"/> 仕事復帰後、同じ施設の利用を希望しない。 3. 市外転出 <input type="checkbox"/> 市外転出後、同じ施設の利用を希望する。 <input type="checkbox"/> 市外転出後、同じ施設の利用を希望しない。 ※引き続き同じ施設の利用を希望する場合、転出先で手続が必要 4. 市内転居 5. 他の施設を利用する。 (施設・事業者名: ) 6. その他 ( )		
教育・保育給付認定の取消しの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（他の施設を利用する場合）		

※「教育・保育給付認定の取消しの有無」が「有」の場合であり、支給認定証の交付を受けている場合、支給認定証を添付（返還）してください。

※「教育・保育給付認定の取消しの有無」が「無」の場合で、利用中止後も保育の認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の認定）を継続して受けるためには、毎年、保育を必要とする理由及び利用者負担額（保育料）算定のために必要な事項の届出が必要です。

様式第5号（第11条関係）

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

利用承諾通知書兼保育料決定通知書

申請のありました施設の利用について、次のとおり承諾します。また、保育料について次のとおり決定しましたので通知します。

利用する子どもの 氏名及び生年月日	
利用する施設の 名称及び所在地	
教育（保育）の実施 期間	
保育料の月額 及び納付方法	

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

※口座振替日が休日の場合は、翌営業日に振り替えます。

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

※以下に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

様式第6号(第13条関係)

第 号

保育料徴収職員証

所 属

氏 名

( 年 月 日生)

上記の者は、大和高田市こども園条例施行規則第13条の規定に基づき、保育料の徴収に関し、地方税法に規定する徴税吏員の事務に相当する事務を行う者であることを証する。

写真

年 月 日交付

大和高田市長 印

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

保護者氏名 印

保育料減免申請書

次のとおり、保育料の減免を申請します。

子どもの氏名		施設名	
生年月日		保護者の 職 業	
現住所		保護者の 収 入 (月 額)	

減免申請の理由

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**規則第36号**

大和高田市子ども・子育て支援法施行細則を次のように定める。

令和2年8月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、特に定めるもののほか、法、政令及び府令の定めるところによる。

(保育の必要性に係る認定基準)

第3条 府令第1条の5第1号の市町村が定める時間は、48時間とする。

(保育必要量の認定)

第4条 府令第4条の規定による保育必要量の認定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 府令第1条の5第1号、4号、又は第7号に掲げる事由に該当する場合 次のとおりとする。

ア 申請を行う小学校就学前子どもの保護者のいずれもが1月当たり120時間以上労働し、介護若しくは看護し、就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合 保育標準時間認定(1日当たり11時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。)

イ アに規定する場合以外の場合 保育短時間認定(1日当たり8時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。)

(2) 府令第1条の5第2号に掲げる事由に該当する場合 保育標準時間認定

(3) 府令第1条の5第3号に掲げる事由に該当する場合 次のとおりとする。

ア 入院又は常に病臥である場合 保育標準時間認定

イ アに規定する場合以外の場合 保育短時間認定

(4) 府令第1条の5第5号に掲げる事由に該当する場合 保育標準時間認定

(5) 府令第1条の5第6号に掲げる事由に該当する場合 保育短時間認定

(6) 府令第1条の5第8号に掲げる事由に該当する場合 保育標準時間認定

(7) 府令第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合 保育短時間認定

(8) 府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当する場合 前各号に掲げる区分に準じてその事由を勘案し、保育標準時間認定又は保育短時間認定のうち、市長が適当と認めるもの

(教育・保育給付認定の申請)

第5条 府令第2条第1項に規定する申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書の提出によらず法第20条第4項の規定による申請を行う場合は、電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該教育・保育給付認定申請



及び施設の利用申請をしようとする保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行わなければならない。

(支給認定証の交付の申請)

第6条 府令第4条の2の規定による申請は、支給認定証交付申請書(様式第2号)により行うものとする。

(教育・保育給付認定等の通知)

第7条 法第20条第4項の規定による通知は、教育・保育給付認定通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 法第20条第4項に規定する認定証は、支給認定証(様式第4号)とする。

3 法第20条第5項の規定による通知は、教育・保育給付認定申請却下通知書(様式第5号)により行うものとする。

(利用者負担額等に関する事項の通知)

第8条 府令第7条第1項第1号に規定する事項の通知は、保育料決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

2 府令第7条第1項第2号に規定する事項の通知は、副食費徴収免除のお知らせ(様式第7号)により行うものとする。

(教育・保育給付認定の有効期間)

第9条 府令第8条第4号ロの規定により市が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び12号の規定により市が定める期間は、育児休業に係る子どもが生まれた日から1歳に達する月の末日までとする。

3 府令第8条第7号及び第13号の規定により市が定める期間は、市長が適当と認める期間とする。

(現況届等)

第10条 府令第9条第1項に規定する届書は、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定に係る現況届兼継続利用確認書(様式第8号)とする。

2 前項の届書の提出によらず法第22条の規定による届出を行う場合は、電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

3 府令第9条第4項(府令第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、保育料変更通知書(様式第9号)、副食費徴収免除期間変更のお知らせ(様式第10号)又は教育・保育給付認定通知書により行うものとする。

(教育・保育給付認定の変更の認定の申請)

第11条 府令第11条第1項に規定する申請書は、教育・保育給付認定変更申請書兼変更届(様式第11号)とする。

(教育・保育給付認定の変更の認定等の通知)

第12条 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、教育・保育給付認定通知書により行うものとする。

2 法第23条第3項において準用する法第20条第5項の規定による通知は、教育・保育給付認定申請却下通知書により行うものとする。

(職権による教育・保育給付認定の変更の認定の通知)

第13条 府令第12条第1項の規定による通知は、教育・保育給付認定通知書により行うものとする。

(教育・保育給付認定の取消し)

第14条 府令第14条第1項の規定による通知は、教育・保育給付認定取消通知書(様式第12号)により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第15条 府令第15条第1項に規定する届書は、教育・保育給付認定変更申請書兼変更届とする。

(支給認定証の再交付)

第16条 府令第16条第2項に規定する申請書は、支給認定証再交付申請書(様式第13号)とする。

(施設等利用給付認定の申請)

第17条 法第30条の4第1号に規定する子どもに係る府令第28条の3第1項に規定する申請書は、施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第1号)(様式第14号)とする。

2 法第30条の4第2号又は第3号に規定する子どもに係る府令第28条の3第1項に規定する申請書は、施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)(様式第15号)とする。

3 前項の場合において、法第20条第1項の規定による申請及び保育所等の利用の申込みを行っていないときは、同項に規定する申請書には、保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書(様式第16号)を添付するものとする。

(施設等利用給付認定等の通知)

第18条 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書(様式第17号)により行うものとする。

2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書(様式第18号)により行うものとする。

(施設等利用給付認定の有効期間)

第19条 府令第28条の5第4号ロの規定により市が定める期間は、90日とする。

2 府令第28条の5第6号の規定により府令第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合の市が定める期間は、市長が適当と認める期間とする。

3 府令第28条の5第6号の規定により府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当する場合の市が定める期間は、市長が適当と認める期間とする。

(現況届等)

第20条 府令第28条の6第1項に規定する届書は、施設等利用給付認定に係る現況届(様式第19号)とする。

(施設等利用給付認定の変更の認定の申請)

第21条 法第30条の4に規定する子どもに係る府令第28条の8第1項に規定する申請書は、施設等利用給付認定変更申請書兼変更届(様式第20号)とする。

(施設等利用給付認定の変更の認定等の通知)

第22条 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項前段の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書により行うものとする。

2 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第4項前段の規定による通知は、施設等利用給付認定却下通知書により行うものとする。

(職権による施設等利用給付認定の変更の認定)

第23条 府令第28条の9の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書により行うものとする。

(施設等利用給付認定の取消し)

第24条 府令第28条の11の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書(様式第21号)

により行うものとする。

(施設等利用給付認定の申請内容の変更の届出)

第25条 法第30条の4に規定する子どもに係る府令第28条の12第1項に規定する届書は、施設等利用給付認定変更申請書兼変更届とする。

(法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設の利用状況の報告)

第26条 府令第28条の14第1項の書類は、企業主導型保育事業利用報告書(様式第22号)とする。

2 府令第28条の14第2項の書類は、企業主導型保育事業利用終了報告書(様式第23号)とする。

(施設等利用給付の請求)

第27条 府令第28条の19第1項の請求書は、認可外保育施設等に係る施設等利用費請求書(償還払い用)(様式第24号)及び預かり保育事業等に係る施設等利用費請求書(償還払い用)(様式第25号)とする。

(特定教育・保育施設の確認の申請)

第28条 府令第29条の規定による確認の申請は、特定教育・保育施設確認申請書(様式第26号)に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(特定教育・保育施設の確認の変更の申請)

第29条 府令第31条の規定による確認の変更の申請は、特定教育・保育施設確認変更申請書(様式第27号)に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(特定教育・保育施設の確認等の通知)

第30条 市長は、法第31条第1項の規定による確認を行ったときは、特定教育・保育施設確認通知書(様式第28号)により当該確認に係る申請を行った者に対し、通知するものとする。

2 市長は、法第32条第1項の規定による確認の変更の申請を受け、その確認の変更を行ったときは、特定教育・保育施設確認変更通知書(様式第29号)により当該確認の変更に係る申請を行った者に対し、通知するものとする。

(特定教育・保育施設の申請事項の変更の届出)

第31条 府令第33条第1項の規定による届出は、特定教育・保育施設申請事項変更届(様式第30号)に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出)

第32条 府令第34条の届出は、特定教育・保育施設利用定員減少届(様式第31号)に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(特定教育・保育施設の確認の辞退)

第33条 特定教育・保育施設の設置者は、法第36条の規定による確認の辞退をしようとするときは、特定教育・保育施設確認辞退届(様式第32号)を市長に提出するものとする。

(特定地域型保育事業者の確認の申請)

第34条 府令第39条に規定する申請は、特定地域型保育事業者確認申請書(様式第33号)に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(特定地域型保育事業者の確認の変更の申請)

第35条 府令第40条に規定する申請は、特定地域型保育事業者確認変更申請書(様式第34号)に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(特定地域型保育事業者の確認等の通知)

第36条 市長は、法第43条第1項の規定による確認を行ったときは、特定地域型保育事業者確認通知書(様式第35号)により当該確認の申請を行った者に対し、通知するものとする。

2 市長は、法第44条第1項の規定による確認の変更の申請を受け、その確認の変更を行ったときは、特定地域型保育事業者確認変更通知書(様式第36号)により当該確認の変更に係る申請を行った者に対し、通知するものとする。

(特定地域型保育事業者の申請事項の変更の届出)

第37条 府令第41条第1項の規定による届出は、特定地域型保育事業者申請事項変更届(様式第37号)に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(特定地域型保育事業者の利用定員の減少の届出)

第38条 府令第41条第3項の規定による届出は、特定地域型保育事業者利用定員減少届(様式第38号)に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(特定地域型保育事業者の確認の辞退)

第39条 特定地域型保育事業者は、法第48条の規定による確認の辞退をしようとするときは、特定地域型保育事業者確認辞退届(様式第39号)を市長に提出するものとする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第40条 府令第46条第1項の届書は、特定教育・保育提供者業務管理体制整備事項届(様式第40号)とする。

2 府令第46条第2項の規定による届出は、特定教育・保育提供者業務管理体制整備事項変更届(様式第41号)により行うものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請)

第41条 府令第53条の2の規定による確認の申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(様式第42号)に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の通知)

第42条 市長は、法第58条の2の規定による確認を行ったときは、特定子ども・子育て支援施設等確認通知書(様式第43号)により当該確認の申請を行った者に対し、通知するものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の申請事項の変更の届出)

第43条 府令第53条の3第1項の規定による届出は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(様式第44号)に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退)

第44条 特定子ども・子育て支援施設等は、法第58条の6第1項の規定による確認の辞退をしようとするときは、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届(様式第45号)を市長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大和高田市保育の必要性の認定に関する規則の廃止)

2 大和高田市保育の必要性の認定に関する規則(平成26年規則第34号)は、廃止する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

保護者(申請者)氏名 印

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申請書

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。なお、保護者(申請者)が申請書を提出できない場合、次の者に個人番号の提供を委任します。

(委任欄) ( ■受任(提出)者氏名： ■受任者住所：  
 ■受任者生年月日： 年 月 日 ■申請者との関係： )

申請に係る小学校就学前子ども	個人番号					生年月日	性別	障害等の有無 ※診断書等添付
	(ふりがな)氏名					年 月 日	男・女	有・無
保護者住所・連絡先	(住 所) (連絡先)	大和高田市 自宅 — — 携帯 — — (続柄： )						
保育の希望の有無(※)	有：	保護者の労働や疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。)						
	無：	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)						

- (※)・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます(以下同じ)。
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。
- ・教育・保育給付認定を受けた場合に、認定に係る通知に代えて「支給認定証」の交付を受けたい場合は、別途申請が必要です。

①世帯の状況

子どもの世帯員	(ふりがな)氏名	子どもとの続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等(備考)	個人番号(保護者及び必要な者)			
				年 月 日	男・女				
			年 月 日	男・女					
			年 月 日	男・女					

家庭の状況

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯員がいる。

(特別) 児童扶養手当を受給している世帯員がいる。 ひとり親家庭

生活保護世帯 ( 年 月 日保護開始) いずれにも該当しない。

②利用を希望する期間及び希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由		
	第1希望 (希望理由)	所 在 市区町村	<input type="checkbox"/> 大和高田市 <input type="checkbox"/> その他( )
	第2希望 (希望理由)	所 在 市区町村	<input type="checkbox"/> 大和高田市 <input type="checkbox"/> その他( )
	第3希望 (希望理由)	所 在 市区町村	<input type="checkbox"/> 大和高田市 <input type="checkbox"/> その他( )

(表面)

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働や疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( )	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( )	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( )	
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	曜日から 曜日まで	時 分から 時 分まで(月～金曜日) 時 分から 時 分まで(土曜日)	

④認定申請に当たっての署名欄

1. 申請に実態と異なる内容が認められた場合には、認定を取り消されても異議ありません。また、申請内容につき、市が関係者・関係機関に事実確認等を行うことに同意します。

2. 市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧することに同意します。また、その情報に基づき決定した利用者負担額(保育料等)及び本申請書記載事項について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

3. 利用開始が翌年度となる場合の申請については、審査等事務の集中により、認定の時期が申請の日の属する年度の末日までとなることに同意します。

保護者(申請者)氏名 印

\*市記載欄

受付年月日		年 月 日
認定の可否	認定者番号	認定区分等
可( 年 月 日認定)・否 (否とする理由: )		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 ( <input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給(利用)の可否		支給(利用)期間
可・否(否とする理由: ) 〔 <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型〕		自 年 月 日 至 年 月 日
利用施設(事業者)名		
<input type="checkbox"/> 認定こども園( <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保( <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型( <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)		
備考		

\*受付機関等記載欄

個人番号の記載	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無( <input type="checkbox"/> 記載拒否 <input type="checkbox"/> その他( ))
個人番号確認書類	<input type="checkbox"/> 有( <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票等) <input type="checkbox"/> 無( <input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> その他( ))

身元確認書類	<input type="checkbox"/> 有( <input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> その他書類2つ) <input type="checkbox"/> 無( <input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> 本人であることが明らかである場合 <input type="checkbox"/> その他(            ))
備考	

(裏面)

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

支給認定証交付申請書

次のとおり、支給認定証の交付を申請します。

住所	〒 大和高田市				
申請者 (保護者)	氏名	生年月日	連絡先		子どもとの続柄
	ふりがな  印	年 月 日	自宅 携帯	- - - -	
教育・保育 を利用する 子ども	氏名	生年月日	性別	利用施設・事業	備考
	ふりがな	年 月 日	男・女		
	ふりがな	年 月 日	男・女		
	ふりがな	年 月 日	男・女		

支給認定内容が変更となった場合、支給認定通知書の交付となります。支給認定内容が変更となった場合に支給認定証を希望する方は、再度支給認定証交付申請書を提出する必要があります。

様式第3号(第7条関係)

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

教育・保育給付認定通知書

申請のありました教育・保育給付認定の内容について、次のとおり決定したので通知します。支給認定証を希望する方は、別途申請書を提出してください。

認定区分	
------	--

保 育 の 事 由 及 び 必 要 量			
認 定 番 号			
有 効 期 間			
児 童	フリガナ 氏 名		
	生 年 月 日		性 別
保 護 者	氏 名		
	居 住 地		
	生 年 月 日		
変 更 事 項			

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第7条関係)

支給認定証

認 定 区 分			
保 育 の 事 由 及 び 必 要 量			
支 給 認 定 証 番 号			
有 効 期 間			
児 童	フリガナ 氏 名		
	生 年 月 日		性 別



保 護 者	氏 名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	
変 更 事 項		

年 月 日

大和高田市長 印

様式第5号(第7条関係)

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

教育・保育給付認定申請却下通知書

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の申請については、次の理由で却下しますので通知します。

児童の氏名 及び生年月日	
却下理由	

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月

以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第8条関係）

大和高田市達第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

保育料決定通知書

保育料について、以下のとおり決定しましたので通知します。

児童の氏名 及び生年月日			
所得階層		所得調定額	

決定額	
-----	--

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

下記に記載のある方は、口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田

市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第8条関係）

大和高田市達第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

副食費徴収免除のお知らせ

副食費については、免除となりましたのでお知らせします。

児童の氏名 及び生年月日	
施設の名称 及び所在地	
免除期間	
免除理由	

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定に係る現況届  
兼継続利用確認書

届出者 (保護者)	氏名	住所・連絡先			
	ふりがな 印	大和高田市 自宅 ー ー / 携帯 ー ー (続柄: )			
届出に係る小学校 就学前子ども	氏名	生年月日	性別	利用施設・事業者名	備考
	ふりがな	年 月 日	男・女	保育所(園) こども園	
前回申請又は 届出からの変更点	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 届出に係る小学校就学前子ども <input type="checkbox"/> 世帯員 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 市町村民税課税額				
施設・事業の 継続利用	<input type="checkbox"/> 年 月以降も、現在利用している施設・事業を継続して利用する。 <input type="checkbox"/> 年 月末日までに、現在利用している施設・事業の利用を中止する。 ※別途利用中止届が必要 <input type="checkbox"/> 現在、利用している施設・事業はない。				

子どもの 世帯員	ふりがな 氏名	子ども の続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等	備考
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		

家庭の状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯員がいる。 <input type="checkbox"/> (特別)児童扶養手当を受給している世帯員がいる。 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯( 年 月 日保護開始) <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない。
-------	--

保護者等が保育の利用 を必要とする理由	子ども の続柄	必要とする理由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( )	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( )	

届出に当たっての署名欄

- 届出に実態と異なる内容が認められた場合には、認定を取り消されても異議ありません。また、届出内容につき、市が関係者・機関に事実確認等を行うことに同意します。
- 市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧することに同意します。また、その情報に基づき決定した利用者負担額(保育料等)及び本届出書記載事項について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名	印
-------	---

様式第9号(第10条関係)

大和高田市達第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

保育料変更通知書

保育料について、次のとおり変更しましたので通知します。

児童の氏名 及び生年月日	
-----------------	--

4月から8月まで

変更前	所得階層		所得調定額	
変更後	所得階層		所得調定額	
変更前決定額			変更後決定額	

9月から3月まで

変更前	所得階層		所得調定額	
変更後	所得階層		所得調定額	
変更前決定額			変更後決定額	

変更前	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
変更後	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

※本年度市町村民税課税決定後に再算定を行うため、8月分までと9月分以降で保育料決定額が異なる場合があります。

以下に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別	口座番号		
口座名義人			

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号(第10条関係)

大和高田市達第 号  
年 月 日

様

大和高田市市長 印

副食費徴収免除期間変更のお知らせ

副食費について、徴収免除期間が変更となりましたのでお知らせします。

児童の氏名 及び生年月日	
施設の名称 及び所在地	
変更前免除期間	
変更後免除期間	
免除期間 変更理由	

様式第11号(第11条関係)

年 月 日

大和高田市市長 宛

教育・保育給付認定変更申請書兼変更届

教育・保育給付認定に係る事項の変更を申請(届出)します。また、子どもの保護者及び同居する扶養義務者の市町村民税課税状況及び世帯情報を閲覧すること並びに利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対し変更の内容を報告することに同意します。なお、申請(届出)者(保護者)が本書を提出できない場合、次の者に個人番号の提供を委任します。

(委任欄) ( ■受任(提出)者氏名: ■受任者住所:  
■受任者生年月日: 年 月 日 ■申請(届出)者との関係: )

申請	個人番号											住所・連絡先
----	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------

(届出)者 (保護者)	氏名	ふりがな	大和高田市 自宅 - - /携帯 - - (続柄: )			
教育・保育 を利用する 子ども	個人番号		生年月日	性別	利用施設・事業者名	備考
	氏名	ふりがな	年 月 日	男・女		

※変更後の内容を記入してください。

▼変更する項目に☑し、変更後の内容を記入してください。

変更事由発生日		年 月 日		
<input type="checkbox"/> 住所 ※変更後の内容は上記のとおり	<input type="checkbox"/> 保護者 ※変更後の内容は上記のとおり	<input type="checkbox"/> 教育・保育を利用する子ども ※変更後の内容は上記のとおり		
<input type="checkbox"/> 世帯の状況 (変更後の世帯員全員を記入。ただし、教育・保育を利用する子どもを除く。) <input type="checkbox"/> 個人番号 (変更した者のみ記入。ただし、「申請(届出)者(保護者)」欄に記載する者及び教育・保育を利用する子どもを除く。)	ふりがな 氏名	子どもとの続柄	生年月日	勤務先・学校名等(「世帯の状況」変更の場合)又は個人番号(「個人番号」変更の場合)
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
<input type="checkbox"/> 認定区分 ※2号又は3号認定に変更の場合、証明書等添付 保育標準時間とすべき特段の理由 ※該当の場合のみ ※証明書等添付	<input type="checkbox"/> 教育(1号)認定 <input type="checkbox"/> 保育(2号又は3号)認定 ( <input type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間 )			
	<input type="checkbox"/> 保育短時間に相当するが、就労の時間帯等が常態的に基本保育時間を超えるため <input type="checkbox"/> その他 ( )			
<input type="checkbox"/> 有効期間 ※証明書等添付	年 月 日 から		<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日 まで	
	<input type="checkbox"/> 利用者負担 変更の理由 ( ) ※公簿等により変更の原因となった事実等を確認できない場合は、証明書等添付			
<input type="checkbox"/> 保育を必要とする理由 ※証明書等添付	子どもとの続柄	保育を必要とする理由		
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

支給認定証の交付を受けている場合、支給認定証を添付してください。支給認定証を紛失・汚損した場合は、再交付申請をしてください。

(必要添付書類)

変更内容	必要な添付書類
①保護者	・保護者が婚姻(事実婚も含む)した場合、婚姻相手の保育理由証明書
②世帯の状況	
③認定区分	・1号認定から2号認定への変更の場合、保育理由証明書

	・保育短時間認定から保育標準時間認定への変更の場合、保育理由証明書（既に提出済みの場合は、コピーでも可。ただし、変更は保育必要量が保育標準時間に相当すると認められる場合に限ります。）
④有効期間	・保育理由証明書
⑤利用者負担	・公簿等により市町村民税課税状況が確認できない場合、課税証明書 ・保育料軽減の対象となる場合、保育料軽減理由の確認書類（児童扶養手当証書等）
⑥保育を必要とする理由	・保育理由証明書

-----

\* 受付機関等記載欄

個人番号の記載	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（ <input type="checkbox"/> 記載拒否 <input type="checkbox"/> その他（ ））
個人番号確認書類	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票等） <input type="checkbox"/> 無（ <input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> その他（ ））
身元確認書類	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> その他書類2つ） <input type="checkbox"/> 無（ <input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> 本人であることが明らかである場合 <input type="checkbox"/> その他（ ））
備 考	

様式第12号（第14条関係）

大和高田市達第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

教育・保育給付認定取消通知書

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定により、次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定を取り消しましたので通知します。また、支給認定証の交付を受けている場合、既に返還済みの場合を除き次の期限までに支給認定証を返還してください。

児童の氏名 及び生年月日	
取消年月日	



取消理由	
支給認定証の返還先	
支給認定証の返還期限	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号（第16条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

支給認定証再交付申請書

次のとおり、支給認定証の再交付を申請します。なお、再交付を受けた後紛失した支給認定証を発見したときは、速やかに発見した支給認定証を市に返還します。

申請者（保護者）が申請書を提出できない場合、次の者に個人番号の提供を委任します。

（委任欄）

■受任（提出）者氏名： ■受任者生年月日： 年 月 日	■受任者住所： ■申請者との関係：
--------------------------------	----------------------

申請者 (保護者)	個人番号				生年月日	連絡先		子ども の続柄
	氏名	ふりがな			年 月 日	印	自宅 携帯	- - - -
住 所	〒 大和高田市							
再交付を 必要とする 子ども	個人番号				生年月日	性別	利用施設・事業者名	備考
		ふりがな			年 月 日	男・女		

	個人番号									生年月日	性別	利用施設・事業者名	備考
		ふりがな								年 月 日	男・女		
	個人番号									生年月日	性別	利用施設・事業者名	備考
		ふりがな								年 月 日	男・女		
再交付の理由	<input type="checkbox"/> 汚損したため(交付済みの支給認定証を添付してください)。 <input type="checkbox"/> 紛失したため <input type="checkbox"/> その他( )												

※有効期間外の支給認定証の再交付はできません。

※受付機関等記載欄

個人番号の記載	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 記載拒否 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
個人番号確認書類	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票等 ) <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
身元確認書類	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> その他書類2つ ) <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> 本人であることが明らかである場合 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
備考	

様式第14号(第17条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第1号)

【申請に当たって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)の施設等利用給付認定は希望しない。)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

				認定希望日(施設利用開始日)		年 月 日	
保護者	フリガナ		申請 子どもとの 続柄	居住地			
	氏名	印		現住所が市外の場合市 内転入後の住所		〒	
	日中の連絡先(電話番号)*確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					生年月日	年 月 日
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他( )	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他( )			
申請 子ども	フリガナ			現住所		〒	
	氏名	印		申請者と異なる 場合のみ記載			
				生年月日	年 月 日		

利用(予定を含む。)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

フリガナ		〒	TEL
施設名	所在地		
	利用開始予定日		年 月 日

様式第15号(第17条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)

**【申請に当たって同意していただく事項】**

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定により、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11の規定により、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定により、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校の預かり保育事業(※1)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

				認定希望日 (施設利用開始日)		年 月 日	
保護者	フリガナ		申請子ども との続柄	居住地			
	氏名	印		現住所が市外の場合 市内転入後の住所		〒	

		日中の連絡先(電話番号)*確実に連絡の取れる順に記入して下さい。		生年月日	年 月 日
①		父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他( )	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他( )	個人番号(マイナンバー)
申請子ども	フリガナ	現住所 申請者と異なる場合のみ記載		個人番号(マイナンバー)	
	氏名	生年月日		年 月 日	
認定種別	<input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する以後の最初の3月31日を経過している(第2号) <input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)				左記で第3号に該当し、市町村民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。				
	(子から見た続柄) 父・母・その他( ) <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病障害等 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( )				

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の 当年1月1日現在の住所※2	(続柄) ( )	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(続柄) ( )	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
認定希望日の 前年1月1日現在の住所※3	(続柄) ( )	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(続柄) ( )	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ

※2. 3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される当年(前年)1月1日を賦課年度とする市町村民税課税額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合にのみ記入して下さい。

申請子どもの保護者及び同居者	フリガナ氏名	申請子どもとの続柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先
			個人番号	年 月 日	
1			個人番号	年 月 日	
2			個人番号	年 月 日	
3			個人番号	年 月 日	
4			個人番号	年 月 日	
5			個人番号	年 月 日	

<必ず裏面も記入して下さい>

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定を含む。)方は、記入して下さい。

フリガナ	所在地	〒	TEL
施設名	利用開始予定日		年 月 日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	利用するサービス	所在地	利用開始予定日
------	----------	-----	---------

施設名	の種類		
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 TEL :	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 TEL :	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 TEL :	年 月 日

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1	居宅外で就労されている方(予定を含む)	保育理由証明書A(就労及び内定証明書)
	自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	保育理由証明書B(自営業申立書)
	内職の場合(予定を含む)	保育理由証明書C(内職従事【予定】証明書)
2	出産前後の方	保育理由証明書D(傷病・心身障害・出産証明書)
3	保護者が病気の方	保育理由証明書D(傷病・心身障害・出産証明書)
4	保護者が障害をお持ちの方	保育理由証明書D(傷病・心身障害・出産証明書) 障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
5	保護者が学校に在学中の方	保育理由証明書E(就学証明書)
6	保護者が介護している方	保育理由証明書F(看護【介護】証明書) 障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 要介護認定を受けている方…介護保険証の写し
7	保護者が求職中の方	就労予定申立書G
8	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

様式第16号(第17条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

保護者氏名 印

保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書

私は、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定により施設等利用給付認定の申請を行いました。この際、同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申込みを行わなかった主な理由は、次のとおりです。

- 既に利用している認可外保育施設を継続して利用するため  
(認可外保育施設名： )
- 利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われていないため  
(希望する保育時間： 時 分 ~ 時 分 )
- 利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望に合っていないため

その他（自由記述）

※教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申込みを行っていない、主な理由の一つにチェックすること。

様式第17号（第18条関係）

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

施設等利用給付認定通知書

申請のありました施設等利用給付認定の内容について、次のとおり決定したので通知します。

認定区分			
保育の事由			
支給認定日			
支給認定証番号			
有効期間			
児童	フリガナ氏名		
	生年月日	性別	
保護者	氏名		
	居住地		
	生年月日		
変更事項			

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消し

の訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第18号（第18条関係）

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

施設等利用給付認定申請却下通知書

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定の申請については、次の理由で却下しますので通知します。

児童の氏名 及び生年月日	
却下理由	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができま

す。

様式第19号(第20条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

施設等利用給付認定に係る現況届

届出者 (保護者)	氏名		住所・連絡先			
	ふりがな	印	大和高田市 自宅	-	-	/(続柄: )
届出に係る小学校 就学前子ども	氏名		生年月日		性別	
	ふりがな		年 月 日	年 月 日	男・女	
前回申請又は 届出からの変更点	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 届出に係る小学校就学前子ども <input type="checkbox"/> 世帯員 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする理由					

子どもの 世帯員保護者及び同居人	ふりがな 氏名	子ども の続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等	備考
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
			年 月 日	男・女		
保護者等が保育の利用 を必要とする理由		子ども の続柄	必要とする理由			備考
			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( )			
			<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( )			

届出に当たっての署名欄

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることに同意します。
  - 現況届等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することに同意します。
- 保護者氏名 印

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1	居宅外で就労されている方(予定を含む)	保育理由証明書A(就労及び内定証明書)
	自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	保育理由証明書B(自営業申立書)
	内職の場合(予定を含む)	保育理由証明書C(内職従事【予定】証明書)
2	出産前後の方	保育理由証明書D(傷病・心身障害・出産証明書)
3	保護者が病気の方	保育理由証明書D(傷病・心身障害・出産証明書)
4	保護者が障害をお持ちの方	保育理由証明書D(傷病・心身障害・出産証明書) 障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、



		療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
5	保護者が学校に在学中の方	保育理由証明書E(就学証明書)
6	保護者が介護している方	保育理由証明書F(看護【介護】証明書) 障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 要介護認定を受けている方…介護保険証の写し
7	保護者が求職中の方	就労予定申立書G

様式第20号(第21条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

施設等利用給付認定変更申請書兼変更届

子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の規定により、施設等利用給付認定に係る事項の変更を申請(届出)します。また、子どもの保護者及び同居する扶養義務者の市町村民税課税状況及び世帯情報を閲覧することに同意します。なお、申請(届出)者(保護者)が本書を提出できない場合、下記の者に個人番号の提供を委任します。

(委任欄) (  受任(提出)者氏名:  受任者住所:  
 受任者生年月日: 年 月 日  申請(届出)者との関係: )

申請 (届出)者 (保護者)	個人番号		住所・連絡先			
	氏名	ふりがな	大和高田市 自宅 - - / 携帯 - - (続柄: )			
施設等利用 給付を利用 する子ども	個人番号		生年月日	性別	利用施設・事業者名	備考
	氏名	ふりがな	年 月 日	男・女		

※変更後の内容を記入してください。

▼変更する項目に☑し、変更後の内容を記入してください。

変更事由発生日					年 月 日
<input type="checkbox"/> 住所 ※変更後の内容は上記のとおり	<input type="checkbox"/> 保護者 ※変更後の内容は上記のとおり		<input type="checkbox"/> 施設等利用給付を利用する子ども ※変更後の内容は上記のとおり		
<input type="checkbox"/> 世帯の状況 (変更後の世帯員全員を記入。ただし、施設等利用給付を利用する子どもを除く。)	ふりがな 氏名	子どもとの続柄	生年月日	勤務先・学校名等(「世帯の状況」変更の場合)又は個人番号(「個人番号」変更の場合)	
<input type="checkbox"/> 個人番号 (変更した者のみ記入。ただし、「申請(届出)者(保護者)」欄に記載する者及び施設等利用給付を利用する子どもを除く。)			年 月 日		
<input type="checkbox"/> 認定区分 ※2号又は3号認定に変更の場合、証明書等添付	子ども・子育て支援法第30条の4		<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号
<input type="checkbox"/> 有効期間 ※証明書等添付	年 月 日 から		<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日 まで		

<input type="checkbox"/> 保育を必要とする理由 ※証明書等添付	子どもとの続柄	保育を必要とする理由
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( )
<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他( )

(必要添付書類)

変更内容	必要な添付書類
①保護者	・保護者が婚姻(事実婚も含む)した場合、婚姻相手の保育理由証明書
②世帯の状況	
③認定区分	・1号認定から2号認定への変更の場合、保育理由証明書
④有効期間	・保育理由証明書
⑤保育を必要とする理由	・保育理由証明書



\*受付機関等記載欄

個人番号の記載	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 記載拒否 <input type="checkbox"/> その他( ) )
個人番号確認書類	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票等 ) <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> その他( ) )
身元確認書類	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> その他書類2つ ) <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> 本人であることが明らかである場合 <input type="checkbox"/> その他( ) )
備考	

様式第21号(第24条関係)

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

施設等利用給付認定取消通知書

子ども・子育て支援法第30条の9の規定により、施設等利用給付認定を取り消しましたので次のとおり通知します。

児童の氏名 及び生年月日	
-----------------	--

取 消 年 月 日	
取 消 理 由	

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第22号（第26条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

企業主導型保育事業利用報告書

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）を利用していることについて、居住地である大和高田市に報告します。

※保護者の方へ…本報告書は、以下に該当した場合に、速やかに当施設に提出して下さい。

- ① 当施設の利用を開始したとき。
- ② 当施設の利用中、他の市町村に居住地が変わったとき。

保護者	フリガナ		居住地	〒	連絡先	
	氏名	印	生年月日	年 月 日	自宅 携帯 連絡先	
子ども	フリガナ		居住地	〒	上記保護者 との続柄	
	氏名		保護者と異なる 場合のみ記載 生年月日	年 月 日		

利用している子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育

事業)

フリガナ		所在地	〒	—	Tel	( )
施設名			利用開始日			

(備考)  
 本報告書は、企業主導型保育事業を利用している全ての子どもにおいて作成し、市町村へ提出する。  
 ただし、「一時預かり児童」「病児保育事業」のみを利用している子どもについては、提出は不要。

様式第23号(第26条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

企業主導型保育事業利用終了報告書

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用を終了するので、居住地である大和高田市に報告します。

※保護者の方へ…本報告書は、速やかに当施設に提出してください。

保護者	フリガナ		居住地	〒	連絡先	
	氏名	印		生年月日	年 月 日	自宅 携帯 連絡先
子ども	フリガナ		居住地 保護者と異なる 場合のみ記載	〒	上記保護者 との続柄	
	氏名	※自署の場合は印は不要です。		生年月日		

利用を終了する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)

フリガナ		所在地	〒	—	Tel	( )
施設名			利用開始日			

(備考)  
 本報告書は、企業主導型保育事業を利用している全ての子どもにおいて作成し、市町村へ提出する。  
 ただし、「一時預かり児童」「病児保育事業」のみを利用している子どもについては、提出は不要。

様式第24号(第27条関係)

請求日 年 月 日

大和高田市長 宛

認可外保育施設等に係る施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定により、施設等利用費の給付について次の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、大和高田市内に居住していることを大和高田市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを大和高田市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を大和高田市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を大和高田市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄	現住所	生年月日	年 月 日
氏名	印			〒	
				電話:	

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい。)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい。(※1)

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
ゆうちょ銀行	通帳記号	1	0 ※2	通帳番号
口座名義 (カタカナ)				

※1 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)の名義を指定してください。

※2 6桁目がある場合は※2の欄に記入してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ	所在地	〒
	施設・事業名		電話:
契約している利用料※3		<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	
②	フリガナ	所在地	〒
	施設・事業名		電話:
契約している利用料※3		<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	

<裏面も記入して下さい>

③	フリガナ	所在地	〒
	施設・		電話:

	事業名					
	契約している利用料※3	□月額	円	□日額	円	□時間額
④	フリガナ			〒		
	施設・事業名		所在地	電話:		
	契約している利用料※3	□月額	円	□日額	円	□時間額
⑤	フリガナ			〒		
	施設・事業名		所在地	電話:		
	契約している利用料※3	□月額	円	□日額	円	□時間額
⑥	フリガナ			〒		
	施設・事業名		所在地	電話:		
	契約している利用料※3	□月額	円	□日額	円	□時間額

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。  
 ※3 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a)※4※5	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b)※4	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)※6	請求額(cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。  
 また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。  
 ※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)  
 ※6 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。  
 ・途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額: 37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数  
 ・途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額: 37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

様式第25号(第27条関係)

請求日 年 月 日

大和高田市長 宛

預かり保育事業等に係る施設等利用費請求書(償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業等の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定により、施設等利用費の給付について次の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、大和高田市内に居住していることを大和高田市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを大和高田市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を大和高田市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を大和高田市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄	現住所	生年月日	年 月 日
氏名	印			〒	
				電話:	

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい。)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
上部に記載した請求期間中の住所について		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ		所在地	〒
施設名称		(市外の施設の場合のみ記入)	電話:
上部に記載した請求期間中の在籍状況		<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した	
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年 月 日

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関(ゆうちょ銀行以外)	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店出張所	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
ゆうちょ銀行	通帳記号	1	口座番号	
口座名義(カタカナ)		0 ※2	通帳番号	

※1 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)の名義を指定してください。

※2 6桁目がある場合は※2の欄に記入してください。

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※3)

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:
②	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:
③	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:
④	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:

※3 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d)※4※5	請求額※6 (「c+d」が月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a)※5	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	Aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※4 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。



- ※5 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。
- ※6 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

様式第26号(第28条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 施設名  
設置者名  
代表者職・氏名 印  
特定教育・保育施設確認申請書

特定教育・保育施設の確認を受けたいので、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

①施設の概要

フリガナ						
名称						
所在地	〒					
電話番号			施設種別	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園 <input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所		
FAX番号						
E-mailアドレス						
利用定員	3号認定		2号認定	1号認定	合計	
	0歳児	1・2歳児				
	名	名	名	名	名	
認可定員	1号認定	名	2号認定	名	3号認定	名
事業開始(予定)年月日	年 月 日					
過去3年間に おける利用人数 ※各年度初日現在	年度 名、		年度 名、		年度 名	
管理者	フリガナ				生年月日	年 月 日
	氏名					
	住所					
	資格等	<input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園免許 <input type="checkbox"/> 看護師免許 <input type="checkbox"/> その他( )				
	就任年月日	年 月 日		年 月 日 (認定こども園の幼稚園(機能部分)の管理者の就任年月日)		

	年 月 日 (認定こども園の保育所(機能部分)の管理者の就任年月日)
備考	

②設置者の概要

	フリガナ					
	法人等名称					
	主たる事務所の所在地・連絡先	〒	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス	
	法人等の種別			法人所轄庁		
代表者	フリガナ		生年月日	年 月 日	職名	
	氏名					
	住所	〒				
役員(代表者を除く。役員を置かない場合、不要)	①	フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
		氏名				
		住所	〒			
		フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	②	氏名				
		住所	〒			
		フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	③	氏名				
		住所	〒			
		フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	④	氏名				
		住所	〒			
		フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	⑤	氏名				
		住所	〒			
		フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	⑥	氏名				

住所		〒	
③施設の運営状況 ※必要に応じ、資料等を添付			
開園・開所曜日	1号	<input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土
	2号・3号	<input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土
開園・開所時間 (最長11時間)	平日		
	1号	土曜日	
		日曜日	
	2号・3号	平日	
		土曜日	
		日曜日	
	休園・休所日	1号	<input type="checkbox"/> 夏季(月日～月日) <input type="checkbox"/> 冬季(月日～月日) <input type="checkbox"/> 曜日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> その他( )
	2号・3号	<input type="checkbox"/> 曜日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 年末年始(月日～月日) <input type="checkbox"/> その他( )	
給食(弁当)の実施状況	実施	<input type="checkbox"/> 給食のみ実施 <input type="checkbox"/> 弁当のみ実施 <input type="checkbox"/> 給食・弁当併用 <input type="checkbox"/> その他( )	
	1号	提供方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参
		提供日	<input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> その他( )
		提供内容	<input type="checkbox"/> 完全給食 <input type="checkbox"/> 副食給食 <input type="checkbox"/> 軽食のみ <input type="checkbox"/> その他( )
		アレルギー対応	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
	2号・3号	提供方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 提供しない
		提供内容	<input type="checkbox"/> 完全給食 <input type="checkbox"/> 副食給食 <input type="checkbox"/> 軽食のみ <input type="checkbox"/> その他( )
	アレルギー対応	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
事業実施状況	特別支援教育・障害児保育体制	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(実際の障害児受入れの有無: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)	
	延長保育		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(開所(園)前時分から/閉所(園)後時分まで)
		一時預かり	通常(平日) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(時分～時分)
		休業日等 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(曜日時分～時分)	
		病児・病後児保育 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(類型: )	
		その他実施事業	
実費徴収の内容・金額等 (日額・月額別等)	<input type="checkbox"/> 給食代:金額等( ) <input type="checkbox"/> 制服代:金額等( ) <input type="checkbox"/> その他:金額等( )		

上乗せ徴収の内容・理由・金額等 (日額・月額の別等)	
教育・保育の理念など 施設の運営方針	
教育・保育の内容・特徴	
利用手続等利用者に対する事前説明方法	<input type="checkbox"/> 文書の交付(郵送又は説明会での配布等) <input type="checkbox"/> メール送信 <input type="checkbox"/> ホームページからダウンロード <input type="checkbox"/> CD等の媒体による交付 <input type="checkbox"/> その他( )
事故発生の防止及び発生時の対応	<input type="checkbox"/> 事故発生時の対応及び事故発生防止のための指針の整備 <input type="checkbox"/> 事故発生時の報告及び改善策を周知徹底する体制の整備 <input type="checkbox"/> 事故発生防止のための定期的な研修の実施 <input type="checkbox"/> その他( )
相談、苦情等の対応のための取組	<input type="checkbox"/> 相談、苦情受付窓口の設置 相談、苦情内容の記録 <input type="checkbox"/> 相談、苦情に関する市町村実施事業への協力 <input type="checkbox"/> 改善結果の市町村への報告 <input type="checkbox"/> その他( )
秘密保持のための措置	<input type="checkbox"/> 秘密保持に係る規程の整備 <input type="checkbox"/> 秘密保持に係る研修の実施 <input type="checkbox"/> その他( )
1号認定子どもを選考する場合の基準	<input type="checkbox"/> 抽選 <input type="checkbox"/> 申込順 <input type="checkbox"/> 理念、基本方針等に基づく選考 <input type="checkbox"/> その他( )
2・3号認定子どもを選考する場合の基準	<input type="checkbox"/> 抽選 <input type="checkbox"/> 申込順 <input type="checkbox"/> 理念、基本方針等に基づく選考 <input type="checkbox"/> その他( )

自己評価の実施・ 結果の公表状況	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施（結果の公表なし）	<input type="checkbox"/> 実施（結果の公表あり）
第三者評価の実施・ 結果の公表状況	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施（結果の公表なし）	<input type="checkbox"/> 実施（結果の公表あり）
施設関係者評価の 実施・結果の公表状況	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施（結果の公表なし）	<input type="checkbox"/> 実施（結果の公表あり）
公認会計士等による 監査の実施状況	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施	
施設型給付費 等の請求方法	請求時期	支払方法 <input type="checkbox"/> 口座振込み <input type="checkbox"/> その他（            ）

■添付資料

- ・設置者の定款、寄付行為、登記事項証明書（申請者が法人の場合）  
※インターネットを利用して市長が閲覧することができる場合は不要
- ・施設の認可証又は認定証等の写し
- ・施設の平面図
- ・施設及び設備の状況 ※市指定様式
- ・施設の管理者（施設長）の経歴書
- ・運営規程
- ・利用者に対する事前説明に使用する文書
- ・職員配置状況報告書 ※市指定様式
- ・施設に係る資産の状況・収支予算書等
- ・施設型給付費等の請求書様式
- ・法第40条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

様式第27号（第29条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

（申請者）施設名  
設置者名

代表者職・氏名

印

特定教育・保育施設確認変更申請書

先に確認を受けた特定教育・保育施設について、子ども・子育て支援法第32条第1項の規定により利用定員を増加したいので次のとおり確認の変更を申請します。

①施設の概要

施設・事業所	フリガナ												
	名称												
	所在地	〒											
	電話番号												
	FAX番号												
	E-mailアドレス												
設置者	フリガナ												
	法人等名称												
	主たる事務所の所在地・連絡先	〒											
	法人等の種別						法人所轄庁						
	代表者	フリガナ				生年 月日	年	月	日	職名			
		氏名				月日							
	住所	〒											
利用定員	区分	変更前					変更後						
	1号認定	名	3歳児	4歳児	5歳児	1号認定	名	3歳児	4歳児	5歳児			
	2号認定	名	3歳児	4歳児	5歳児	2号認定	名	3歳児	4歳児	5歳児			
	3号認定	名	0歳児	1歳児	2歳児	3号認定	名	0歳児	1歳児	2歳児			
	利用定員を増加しようとする理由												

様式第28号(第30条関係)

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

特定教育・保育施設確認通知書

申請のあった特定教育・保育施設の確認について、子ども・子育て支援法の規定による運営基準を満たした施設であることを確認しましたので次のとおり通知します。

施設 の 名 称			
施設 の 所 在 地			
確 認 申 請 日			
確 認 日			
利 用 定 員	1 号 認 定		
	2 号 認 定		
	3号認定	1歳児 及び2歳児	
		0歳児	

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第29号(第30条関係)

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

特定教育・保育施設確認変更通知書

申請のあった特定教育・保育施設の確認の変更について、子ども・子育て支援法の規定による運営基準を満たした施設であることを確認しましたので次のとおり通知します。

施設 の 名 称	
----------	--

施設の所在地			
確認変更申請日			
確認変更日			
変更後の 利用定員	1号認定		
	2号認定		
	3号認定	1歳児 及び2歳児	
		0歳児	

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第30号(第31条関係)

年 月 日

大和高田市 宛

(申請者) 施設名  
設置者名  
代表者職・氏名

印

特定教育・保育施設申請事項変更届

特定教育・保育施設に係る申請事項に変更があったので、子ども・子育て支援法第35条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

施設・事業所	フリガナ	
	名称	
	所在地	〒
	電話番号	種 設 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園



	FAX番号		<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園 <input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所			
	E-mail アドレス					
設置者	フリガナ					
	法人等名称					
	主たる事務所の 所在地・連絡先	〒				
	法人等の種別			法人所轄庁		
	代表者	フリガナ	生年月日	年	月	日
	氏名					
	住所	〒				
	変更年月日	年 月 日				
変更内容	変更前			変更後		
変更理由						

様式第31号(第32条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 施設名

設置者名

代表者職・氏名

印

特定教育・保育施設利用定員減少届

特定教育・保育施設の利用定員を減少するので、子ども子育て支援法第35条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

施設・事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	〒				
	電話番号			種 設	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園	

	FAX番号		<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園 <input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所			
	E-mail アドレス					
設置者	フリガナ					
	法人等名称					
	主たる事務所の 所在地・連絡先	〒				
	法人等の種別			法人所轄庁		
	代表者	フリガナ	生年 月日	年	月	日
氏名						
住所		〒				
利用定員を減少しようとする年月日		年 月 日				
利用定員を減少する理由						
現に利用している小学校 就学前子どもに対する措置						
減少後の利用定員		1号認定	2号認定	3号認定		
				1歳児及び 2歳児	0歳児	

様式第32号（第33条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 施設名  
設置者名  
代表者職・氏名

印

特定教育・保育施設確認辞退届

特定教育・保育施設の確認を辞退したいので、子ども・子育て支援法第36条の規定により次のとおり届け出ます。

施設・事業所	フリガナ	
	名称	
	所在地	〒
	電話番号	種設 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園

	FAX番号		<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園 <input type="checkbox"/> 地方裁量型認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所			
	E-mail アドレス					
設置者	フリガナ					
	法人等名称					
	主たる事務所の 所在地・連絡先	〒				
	法人等の種別	法人所轄庁				
	代表者	フリガナ	生年 月日	年	月	日
氏名						
住所		〒				
確認を辞退しようとする年月日		年 月 日				
確認を辞退しようとする理由						

様式第33号(第34条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 施 設 名  
 設 置 者 名  
 代表者職・氏名

印

特定地域型保育事業者確認申請書

特定地域型保育事業者の確認を受けたいので、子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

①事業所の概要

フリガナ			
名称			
所在地	〒		
電話番号		種の業	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業(A型)

FAX番号		<input type="checkbox"/> 小規模保育事業 (B型)		
E-mail アドレス		<input type="checkbox"/> 小規模保育事業 (C型)		
		<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業		
		<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業		
		<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業		
利用定員	3号認定		合計	
	0歳児	1・2歳児		
	名	名	名	
認可定員	3号認定		名	
事業開始(予定)年月日	年 月 日			
過去3年間に おける利用人数 ※各年度初日現在	年度 名、	年度 名、	年度 名	
連携先の 名称・所在地	名称			
	施設の類型	<input type="checkbox"/> 認定こども園( <input type="checkbox"/> 幼保連携型・ <input type="checkbox"/> 幼稚園型・ <input type="checkbox"/> 保育所型・ <input type="checkbox"/> 地方裁量型)		
		<input type="checkbox"/> 幼稚園・ <input type="checkbox"/> 保育所・ <input type="checkbox"/> その他( )		
	所在地	〒		
連携内容	<input type="checkbox"/> 食事の提供に関する支援 <input type="checkbox"/> 嘱託医による健康診断等に関する支援 <input type="checkbox"/> 屋外遊技場の利用に関する支援 <input type="checkbox"/> 合同保育に関する支援 <input type="checkbox"/> 後方支援 <input type="checkbox"/> 行事への参加に関する支援 <input type="checkbox"/> 卒園後の受け皿としての支援			
管理者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒		
	資格等	<input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園免許 <input type="checkbox"/> 看護師免許 <input type="checkbox"/> その他( )		
	就任年月日	年 月 日		
	備考			

②申請者の概要

フリガナ			
法人等名称			
	〒		
主たる事務所の 所在地・連絡先	電話番号		FAX番号
	E-mail アドレス		

法人等の種別		法人所轄庁			
代表者	フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	氏 名				
	住 所	〒			
役員 (代表者を除く。 役員を置かない場合、 不要)	フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	① 氏 名				
	住 所	〒			
	フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	② 氏 名				
	住 所	〒			
	フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	③ 氏 名				
	住 所	〒			
	フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	④ 氏 名				
	住 所	〒			
	フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	⑤ 氏 名				
	住 所	〒			
	フリガナ		生年月日	年 月 日	職名
	⑥ 氏 名				
	住 所	〒			

③事業所の運営状況 ※必要に応じ、資料等を添付

開園・開所曜日	3号	<input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土
開園・開所時間 (最長11時間)	3号	平日
		土曜日
		日曜日
休園・休所日	3号	<input type="checkbox"/> 曜日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 年末年始(月日~月日) <input type="checkbox"/> その他( )
給食(弁当)	3	提供方法 <input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 提供しない

の 実 施 状 況	号	提供内容	<input type="checkbox"/> 完全給食 <input type="checkbox"/> 副食給食 <input type="checkbox"/> 軽食のみ <input type="checkbox"/> その他 ( )
		アレルギー対応	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
事業実施状況		特別支援教育・ 障害児保育体制	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (実際の障害児受入れの有無: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)
		延長保育	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (開所(園)前 時 分から/閉所(園)後 時 分まで)
	一時 預かり	通常(平日)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ( 時 分~ 時 分)
		休業日等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ( 曜日 時 分~ 時 分)
		病児・病後児保育	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (類型: )
	その他実施事業		
実費徴収の内容・金額 等(日額・月額の別等)		<input type="checkbox"/> 給食代:金額等 ( ) <input type="checkbox"/> 制服代:金額等 ( ) <input type="checkbox"/> その他:金額等 ( )	
上乗せ徴収の内 容・理由・金額等 (日額・月額の別等)			
教育・保育の理念 など施設の運営方針			
教育・保育の 内 容 ・ 特 徴			
利用手続等利用者 に対する事前説明方法		<input type="checkbox"/> 文書の交付(郵送又は説明会での配布等) <input type="checkbox"/> メール送信 <input type="checkbox"/> ホームページからダウンロード <input type="checkbox"/> CD等の媒体による交付 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
事故発生の防止及び 発生時の対応		<input type="checkbox"/> 事故発生時の対応及び事故発生防止のための指針の整備 <input type="checkbox"/> 事故発生時の報告及び改善策を周知徹底する体制の整備 <input type="checkbox"/> 事故発生防止のための定期的な研修の実施 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
相談、苦情等の 対応のための取組		<input type="checkbox"/> 相談、苦情受付窓口の設置 相談、苦情内容の記録 <input type="checkbox"/> 相談、苦情に関する市町村実施事業への協力 <input type="checkbox"/> 改善結果の市町村への報告 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
秘 密 保 持 の た め の 措 置		<input type="checkbox"/> 秘密保持に係る規程の整備 <input type="checkbox"/> 秘密保持に係る研修の実施 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
3号認定子どもを 選考する場合の基準		<input type="checkbox"/> 抽選 <input type="checkbox"/> 申込順 <input type="checkbox"/> 理念、基本方針等に基づく選考 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
自己評価の実施・ 結果の公表状況		<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施(結果の公表なし) <input type="checkbox"/> 実施(結果の公表あり)	

第三者評価の実施・結果の公表状況	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施(結果の公表なし) <input type="checkbox"/> 実施(結果の公表あり)		
施設関係者評価の実施・結果の公表状況	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施(結果の公表なし) <input type="checkbox"/> 実施(結果の公表あり)		
公認会計士等による監査の実施状況	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施		
施設型給付費等の請求方法	請求時期		支払方法 <input type="checkbox"/> 口座振込み <input type="checkbox"/> その他 (                      )

■添付資料

- ・申請者の定款、寄付行為、登記事項証明書(申請者が法人の場合)
- ※インターネットを利用して市長が閲覧することができる場合は不要
- ・事業所の認可証又は認定証等の写し
- ・事業所の平面図
- ・事業所及び設備の状況 ※市指定様式
- ・事業所の管理者(施設長)の経歴書
- ・運営規程
- ・利用者に対する事前説明に使用する文書
- ・職員配置状況報告書 ※市指定様式
- ・事業所に係る資産の状況・収支予算書等
- ・施設型給付費等の請求書様式
- ・法第52条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

様式第34号(第35条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 施設名  
 設置者名  
 代表者職・氏名

印

特定地域型保育事業者確認変更申請書

先に確認を受けた特定地域型保育事業について、子ども・子育て支援法第44条第1項の規定により利用定員を増加したいので、次のとおり確認の変更を申請します。

事業所	フリガナ		種別 事業の	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業(A型) <input type="checkbox"/> 小規模保育事業(B型) <input type="checkbox"/> 小規模保育事業(C型)
	名称			
	所在地			
	電話番号			
	FAX番号			

	E-mail アドレス		<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業							
申請者	フリガナ									
	法人等名称									
	主たる事務所の 所在地・連絡先	〒								
	法人等の種別			法人所轄庁						
	代表者	フリガナ		生年月日	年 月 日	職名				
		氏名								
住所		〒								
利用定員	区分	変更前			区分	変更後				
	3号認定	名	0歳児	1歳児	2歳児	3号認定	名	0歳児	1歳児	2歳児
利用定員を増加 しようとする理由										

様式第35号(第36条関係)

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

特定地域型保育事業者確認通知書

申請のあった特定地域型保育事業者の確認について、子ども・子育て支援法の規定による運営基準を満たした事業者であることを確認しましたので次のとおり通知します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
確認申請日			
確認日			
利用定員	3号認定	1歳児 及び2歳児	



		0歳児	
--	--	-----	--

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第36号（第36条関係）

大和高田市指令第 号  
年 月 日

様

大和高田市市長 印

特定地域型保育事業者確認変更通知書

申請のあった特定地域型保育事業者の確認について、子ども・子育て支援法の規定による運営基準を満たした事業者であることを確認しましたので次のとおり通知します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
確認変更申請日			
確認変更日			
変更後の 利用定員	3号認定	1歳児 及び2歳児	
		0歳児	

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第37号（第37条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

（申請者）施設名  
設置者名  
代表者職・氏名

印

特定地域型保育事業者申請事項変更届

先に確認を受けた特定地域型保育事業について、子ども・子育て支援法第47条第1項の規定により次のとおり関係資料を添えて届け出ます。

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地					
	電話番号	事業の種類	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業(A型) <input type="checkbox"/> 小規模保育事業(B型) <input type="checkbox"/> 小規模保育事業(C型) <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業			
	FAX番号					
	E-mailアドレス					
申請者	フリガナ					
	法人等名称					
	主たる事務所の所在地・連絡先	〒				
	法人等の種別	法人所轄庁				
	代表者	フリガナ	生年月日	年	月	日
氏名						
住所		〒				

変更年月日	年	月	日
変更内容	変更前		変更後
変更理由			

様式第38号(第38条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 施設名  
設置者名  
代表者職・氏名

印

特定地域型保育事業者利用定員減少届

特定地域型保育事業の利用定員を減少するので、子ども子育て支援法第47条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	〒					
	電話番号					事業の種別 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業(A型) <input type="checkbox"/> 小規模保育事業(B型) <input type="checkbox"/> 小規模保育事業(C型) <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業	
	FAX番号						
	E-mailアドレス						
フリガナ							
法人等名称							
申請者	主たる事務所の所在地・連絡先	〒					
	法人等の種別			法人所轄庁			
	代表者	フリガナ	生年月日	年	月	日	職名
		氏名					
		住所	〒				
利用定員を減少しようとする年月日		年 月 日					

利用定員を減少する理由		
現に利用している小学校 就学前子どもに対する措置		
減少後の利用定員	3号認定	
	1歳児及び 2歳児	0歳児

様式第39号(第39条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 施 設 名

設 置 者 名

代表者職・氏名

印

特定地域型保育事業者確認辞退届

特定地域型保育事業者の確認を辞退したいので、子ども・子育て支援法第48条の規定により次のとおり届け出ます。

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	〒				
	電話番号	事業の種別 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業(A型) <input type="checkbox"/> 小規模保育事業(B型) <input type="checkbox"/> 小規模保育事業(C型) <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業				
	FAX番号					
	E-mail アドレス					
申請者	フリガナ					
	法人等名称					
	主たる事務所の 所在地・連絡先	〒				
	法人等の種別	法人所轄庁				
	代表者	フリガナ			生年月日	年 月 日
氏名						
住所		〒				





(変更後)

様式第42号(第41条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 住 所  
氏 名  
(又は名称)  
代表者氏名

印

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 [ <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 ] [ <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 其他法人 ] <input type="checkbox"/> 法人以外 [ <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体 ]			
設置者・事業者名※				
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒			
	TEL :		メールアドレス :	
代表者	職名		フリガナ	
			氏名	
	住所		生年月日	年 月 日

※ 設置者又は事業者が各種法人、任意団体の場合は、法人名、団体名を記入してください。

2. 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業(在園児を対象) <input type="checkbox"/> 一時預かり事業(在園児以外を対象) <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
事業開始(予定)年月日	年 月 日

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面(別添1)

(別添1)

年 月 日

大和高田市長 宛

設置者住所

法人名称

代表者職・氏名

印

子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しない旨の誓約書

子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約いたします。

子ども・子育て支援法第58条の10第2項

前項の規定により第30条の11第1項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第58条の2の申請をすることができない。

子ども・子育て支援法第58条の10第1項

市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第30条の11第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 1 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の3第2項の規定に違反したと認められるとき。
- 2 特定子ども・子育て支援提供者(認定こども園の設置者及び第7条第10項第8号に掲げる事業を行う者を除く。)が、前条第6項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事(指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。
- 3 特定子ども・子育て支援提供者(第7条第10項第4号に掲げる施設の設置者又は同項第5号、第7号若しくは第8号に掲げる事業を行う者に限る。)が、それぞれ同項第4号、第5号、第7号又は第8号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。
- 4 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。
- 5 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の8第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 6 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第58条の8第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 7 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第30条の11第1項の確認を受けたとき。



- 8 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 9 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 10 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 11 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(別紙2 認可外保育施設)

1. 届出等に関する事項

児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った年月日	年 月 日
事業開始(予定)年月日	年 月 日
認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
認可外保育施設指導監督基準を満たす予定の年月日※	年 月 日

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設のみ記入してください。

2. 施設に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設			
名称				
所在地	〒 - -			
	TEL: - - メールアドレス:			
管理者	職名	フリガナ		
		氏名		
	住所	生年 月日	年 月 日	

3. 運営に関する事項

(1) 開所時間・保育提供可能時間

	通常開所時間/通常保育提供可能時間	時間外開所時間/時間外保育提供可能時間	備考
平日	～	～	
土曜日	～	～	
日・祝祭日	～	～	

※24時間表記で記入してください。

(2) 提供するサービス内容

提供するサービス種別	対象年齢※			
<input type="checkbox"/> 月極契約	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 定期利用	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 一時預かり	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 夜間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 24時間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> その他( )	歳	ヶ月～	歳	ヶ月

※1歳未満児の場合のみ、月齢まで記入してください。

(3) 利用料金等

	保育料				
	月極額	定期契約	一時預かり	夜間保育	24時間保育
0歳児					

1歳児					
2歳児					
3歳児					
4歳児					
5歳児					
保育料以外の 利用料 <small>※歳児により料金が異なる場合は、料金がわかるものを別途添付して下さい。</small>	総額	入会金	キャンセル料	日用品費・文房具費	行事参加費
		食事代	通園送迎費	( )	( )

(4) 入所定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計

(5) 職員の配置

①施設長 常勤 非常勤  
常勤換算後の人数※ \_\_\_\_\_

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[保育業務への従事] 従事する(資格欄にも記入してください) 従事しない

[資格] 保育士 看護師 准看護師 その他( )

②保育従事者 常勤 \_\_\_\_\_ 非常勤 \_\_\_\_\_ 総数 \_\_\_\_\_

常勤換算後の人数※ \_\_\_\_\_

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
保育士			
看護師			
准看護師			
家庭的保育者			
その他( )			
合計			

③その他の職員 常勤 \_\_\_\_\_ 非常勤 \_\_\_\_\_ 総数 \_\_\_\_\_

常勤換算後の人数※ \_\_\_\_\_

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他( )			
その他( )			
その他( )			
合計			

④合計(①+②+③) 常勤 \_\_\_\_\_ 非常勤 \_\_\_\_\_ 総数 \_\_\_\_\_

常勤換算後の人数※

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
保育士			
看護師			
准看護師			
家庭的保育者			
調理員			
その他 ( )			
その他 ( )			
その他 ( )			
合計			

(6) 職員の研修受講状況

※ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設は必ず記入のこと。

- ①施設に在籍している保育従事者数 人
- うち、研修受講の有無
- 居宅訪問型保育研修（基礎研修） 人
  - 子育て支援員研修（地域保育コース） 人
  - 子育て支援員研修（上記以外） 人
  - 家庭的保育者等研修 人
  - その他（ ） 人

②職員の研修等の参加状況

- 参加（研修名等： 年 月 参加者数 名）
- （研修名等： 年 月 参加者数 名）
- （研修名等： 年 月 参加者数 名）
- 無

(添付書類)

- 1 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類
- 4 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類

(別紙3 預かり保育事業)

1. 事業所に関する事項

施設の種別	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部
事業の種別	<input type="checkbox"/> 私学助成（預かり保育推進事業） <input type="checkbox"/> 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）		

	<input type="checkbox"/> 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業 <input type="checkbox"/> 公的支援を受けていない自主事業			
名称				
所在地	〒 - -			
	TEL: - -		メールアドレス:	
事業の管理者	職名	フリガナ		
		氏名		
	住所	生年月日	年	月 日

2. 運営に関する事項

預かり保育事業の利用児童数及び職員配置

	預かり保育利用児童数	職員の配置基準	配置職員数		(参考)基準に基づく配置職員数		(参考)在園児数
			うち有資格者数	うち資者	うち有資格者	うち資者	
平日(登園前)	3歳児(満3歳児を含む)	20:1	-	-	-	-	人
	4・5歳児	30:1	-	-	-	-	人
	合計						人
平日(登園後)	3歳児(満3歳児を含む)	20:1	-	-	-	-	人
	4・5歳児	30:1	-	-	-	-	
	合計						
長期休業中	3歳児(満3歳児を含む)	20:1	-	-	-	-	
	4・5歳児	30:1	-	-	-	-	
	合計						
休日	3歳児(満3歳児を含む)	20:1	-	-	-	-	
	4・5歳児	30:1	-	-	-	-	
	合計						

※配置職員数には、預かり保育事業に従事している間、専ら当該事業に従事している人数を記入してください。(教育課程担当職員による対応可)

※有資格者数は、幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士の人数を記入してください。

3. 事業の実施状況

(1) 預かり保育事業の実施時間

平日	曜日	登園前	教育課程時間	降園後
		～	～	～
		～	～	～

	～		～		～
長期休業日	曜日	預かり時間	休日	曜日	預かり時間

※土曜・日曜・祝祭日

(2) 預かり保育事業の年間実施日数

	平日	長期休業日	休日	合計
年間実施日数				

(3) 食事・おやつ提供の有無等

- 食事・おやつ提供の有無 有 無  
 → (提供有の場合) 加熱、保存等の調理機能を有する設備の必要性の有無 有 無  
 → (必要性有の場合) 加熱、保存等の調理機能を有する設備の有無 有 無

4. 利用料金

(1) 預かり保育事業の料金

	1時間	1回	月極	その他
平日				
長期休業中				
休日				

※年齢や時間帯等により料金が異なる場合には、最大の額を記入してください。

※食事代及びおやつ代を預かり保育の料金と一体的に保護者から徴収している場合には、それを除いた金額を記入してください。

(2) 食事代及びおやつ代

	1回	月極
食事代		
おやつ代		

5. 設備・面積

部屋の名称	保育室ごとの受入れ人数等	預かり保育実施 保育室面積
	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(添付書類)

- 認定こども園…認定こども園法第17条第1項の規定による認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し  
 幼稚園、特別支援学校…学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し
- 料金表及び利用案内・パンフレット
- 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿(職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの)
- 施設の図面(預かり保育の実施場所を明示したもの)

(別紙4 一時預かり事業)

1. 事業所に関する事項

施設の種別	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 小規模保育施設 <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業所 <input type="checkbox"/> その他( )
事業の種別	<input type="checkbox"/> 一般型 <input type="checkbox"/> 幼稚園型II <input type="checkbox"/> 余裕活用品 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型 <input type="checkbox"/> 地域密着II型
名称	

所在地	〒 -				
	TEL: - - メールアドレス:				
事業の 管理者	職名	フリガナ			
		氏名			
	住所			生年 月日	年 月 日

2. 運営に関する事項

(1) 職員の定数及び職務の内容

		常勤	非常勤	合計
職員数				
うち、一時預かりの乳幼児の処遇を行う保育士等				
資格別の 内訳	保育士			
	幼稚園教諭			
	保育教諭			
	看護師			
	准看護師			
	その他 ( )			

(2) 利用定員

利用定員	
うち一時預かりの利用定員	

(3) 利用料金

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育料						
その他 ( )						
その他 ( )						
その他 ( )						

食事の 提供の 有無	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合は、以下も記入してください。)	
	食事代	<input type="checkbox"/> 1食当たり 円 <input type="checkbox"/> 月当たり 円 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 円
	・上記の食事代は、パンフレット等に記載している保育料に含んでいますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	<input type="checkbox"/> 無	

(添付書類)

- 1 児童福祉法第34条の12の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し(上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない)
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット

(別紙5 病児保育事業)

1. 事業所に関する事項

施設の種別	<input type="checkbox"/> 診療所	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 保育所
-------	------------------------------	-----------------------------	---------------------------------	------------------------------

	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 小規模保育施設 <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業所 <input type="checkbox"/> その他( )		
事業の種類別	<input type="checkbox"/> 病児対応型 <input type="checkbox"/> 病後児対応型 <input type="checkbox"/> 体調不良児対応型 <input type="checkbox"/> 非施設型(訪問型)		
名称			
所在地	〒 -		
	TEL: - - メールアドレス:		
事業の管理者	職名	フリガナ	
		氏名	
	住所	生年月日	年 月 日

2. 運営に関する事項

(1) 開設時間

曜日	開設時間※
	～
	～
	～

※24時間標記で記入してください。

(2) 利用定員

利用定員	
------	--

(3) 対象年齢

- 0歳児    1歳児    2歳児    3歳児    4歳児    5歳児  
就学児(小学 年生まで)

(4) 利用料金

料金種別 料金の内容	日額		半日		1時間当たり	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
保育料						
その他( )						
その他( )						
その他( )						

食事の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合は、以下も記入してください。)	
	食事代	<input type="checkbox"/> 1食当たり 円 <input type="checkbox"/> 月当たり 円 <input type="checkbox"/> その他( ) 円
	・上記の食事代は、パンフレット等に記載している保育料に含んでいますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	<input type="checkbox"/> 無	

(5) 職員の定数及び職務の内容

		常勤	非常勤	合計
職員数				
資格別の内訳	保育士			
	幼稚園教諭			
	保育教諭			
	看護師			
	准看護師			
	保健師			
	助産師			
	その他( )			

(6) 協力機関・指導医の状況

協力機関	設定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 無の場合は、その理由( )
	名称	
	所在地	〒 - - TEL: - - メールアドレス:
	協力内容	
指導医	設定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 無の場合は、その理由( )
	名称	
	所在地	〒 - - TEL: - - メールアドレス:
	指導内容	

3. 設備に関する事項

(1) 保育室等の面積

保育室等の種類	保育室	観察室	調理室 (専用・兼用)	その他 ( )	合計
面積					
乳幼児1人当たり面積					

(添付書類)

- 1 児童福祉法第34条の18の規定により届け出た病児保育事業開始届及び変更届の写し(上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない)
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 施設の図面(保育室等の配置がわかるもの)

様式第43号(第42条関係)



第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

特定子ども・子育て支援施設等確認通知書

申請のあった施設・事業について、子ども・子育て支援法施行規則第53条の2で規定している特定子ども・子育て支援施設等として確認したので、次のとおり通知します。

施設 名 の 称	
施設 所 在 地	
確 認 申 請 日	
確 認 日	
施設・事業 の 種 類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業（在園児を対象） <input type="checkbox"/> 一時預かり事業（在園児以外を対象） <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
事業開始 (予定)年月日	

様式第44号(第43条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(届出者) 住 所  
氏 名  
(又は名称)  
代表者氏名

印

特定子ども・子育て支援施設等確認変更届

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第58条の5の規定により次のとおり届け出ます。

施設・事業の種 類	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業
	<input type="checkbox"/> 病児保育事業		

変更項目※1	変更前	変更後
設置者・事業者名※2		
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒	〒
	TEL:	TEL:
	メールアドレス:	メールアドレス:
設置者・事業者の代表者	職名	職名
	フリガナ	フリガナ
	氏名	氏名
	生年月日	生年月日
施設の名称		
施設の所在地	〒	〒
	TEL:	TEL:
	メールアドレス:	メールアドレス:
施設・事業所の管理者	職名	職名
	フリガナ	フリガナ
	氏名	氏名
	生年月日	生年月日
変更日	年 月 日	

※1 記載の変更項目以外に変更項目がある場合は、別紙1から5の該当項目に記載の上添付してください。

※2 設置者又は事業者が各種法人、任意団体の場合は、法人名、団体名を記入してください。

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等(法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名に変更がある場合)
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧(役員に変更があった場合)

様式第45号(第44条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(届出者) 住 所

氏 名

(又は名称)

代表者氏名

印

特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を辞退したいので、同法第58条の6の規定により次のとおり届け出ます。

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設		<input type="checkbox"/> 預かり保育事業
	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業		<input type="checkbox"/> 病児保育事業
設置者・事業者名※			

設置者・事業者 の主たる事務所の 所在地	〒		
	TEL :		メールアドレス :
代表者	職名	フリガナ	
		氏名	
施設・事業所の 名称			
施設の所在地	〒		
確認を辞退 する年月日	年 月 日		
確認を辞退しよ うとする 理由			

※ 設置者又は事業者が各種法人、任意団体の場合は、法人名、団体名を記入してください。

**規則第37号**

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年8月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則

大和高田市健康診査等負担金徴収規則（平成17年規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

胃がん検診	個別検診	4,600円
2歳児歯科健診フッ素塗布	集団健診	500円

」を

「

胃がん検診	個別検診	4,600円
大腸がん検診	個別検診	800円（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に規定する特定健康診査を同

		時に受診する場合は500円)
2歳児歯科健診フッ素塗布	集団健診	500円

」に改める。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

**告 示**

**告示第122号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年8月3日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和2年8月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,048,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		11,933,344	18,500	11,951,844
	2. 国庫補助金	7,651,919	18,500	7,670,419
補正されなかった科目に係る額		24,096,156	0	24,096,156
歳入合計		36,029,500	18,500	36,048,000

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		2,984,821	18,500	3,003,321
	1. 教育総務費	542,634	1,978	544,612
	2. 小学校費	552,166	9,022	561,188
	3. 中学校費	238,298	5,000	243,298
	4. 高等学校費	387,696	2,500	390,196
補正されなかった科目に係る額		33,044,679	0	33,044,679
歳出合計		36,029,500	18,500	36,048,000

**告示第123号**

令和2年度軽自動車税全期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年8月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和2年度軽自動車税全期 令和2年6月25日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第124号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和2年8月4日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和2年7月7日			1							
令和2年7月13日			2							
令和2年7月15日	1									
令和2年7月17日							1			

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和2年7月10日	大和高田市本郷町地内	1	
令和2年7月30日	大和高田市大谷地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第125号

大和高田市地域振興券事業実施要綱を次のように定める。

令和2年8月4日

大和高田市長 堀内 大造

## 大和高田市地域振興券事業実施要綱

## （目的）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受けている市内の事業者への経済対策及び市民の生活支援を目的とした大和高田市地域振興券を交付する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 特定取引 物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供に対する反対給付として地域振興券を使用する取引をいう。
- （2） 取扱事業者 特定取引を行い、受け取った地域振興券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

## （交付対象者）

第3条 第1条の目的を達成するために市が発行する地域振興券（様式第1号）の交付の対象となる者は、次に掲げる者が属する世帯の生計を主として維持するものとする。

- （1） 令和2年9月1日現在において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記載されている者
- （2） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項の配偶者からの暴力により、住民基本台帳法第23条第1項の規定による届出が困難であると認められる者（令和2年8月31日までに申出があった者に限る。）

## （地域振興券の額等）

第4条 地域振興券の額は、前条各号に掲げる者1人につき、5,000円（うち2,000円は、第6条第1項第2号に規定する地域振興券（限定））とする。

2 交付された地域振興券は、再発行しない。ただし、災害等の不可抗力による紛失による場合は、この限りでない。

## （地域振興券の使用範囲等）

第5条 地域振興券は、取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 地域振興券の使用期間は、令和2年11月1日から令和3年1月31日までとする。
- 3 特定取引に使用された地域振興券の券面金額の合計額が特定取引の当該取引における金銭支払債務の額を上回るときは、取扱事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。
- 4 地域振興券は、次に掲げる物品の購入若しくは借受け及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- （1） 不動産や金融商品
- （2） たばこ
- （3） 商品券、プリペイドカード等換金性の高い有価証券
- （4） 国税、地方税や使用料などの公租公課

## （取扱事業者の登録）

第6条 取扱事業者として登録できる事業者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地域振興券(共通)が使用できる事業者 市内に事業所を有する事業者
- (2) 地域振興券(限定)が使用できる事業者 市内に事業所を有する事業者(法人にあっては市内に本店を置くものに限る。)

2 前項の規定に該当する事業者のうち取扱事業者への登録、変更又は取消をしようとするものは、大和高田市地域振興券取扱事業者登録申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(地域振興券の換金手続)

第7条 市長は、特定取引において地域振興券が使用された場合は、取扱事業者に対し、その券面金額に相当する額を支払うものとする。この場合において、取扱事業者は、特定取引において受け取った地域振興券を市長に提出することにより、券面記載の金額での換金を申し出なければならない。

2 取扱事業者が地域振興券の換金を申し出ることができる期限は、令和3年2月15日とする。ただし、長期療養等により期限内に申し出ることが困難と認める特別の事情があるときは、この限りでない。

3 換金の方法は、取扱事業者の預金口座に振り込む方法による。

4 偽りその他不正の手段により換金を受けた取扱事業者があるときは、市長は、当該取扱事業者に対して換金した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

地域振興券

表面



大和高田市地域振興券		QRコード
<h1 style="margin: 0;">限定券</h1> <h2 style="margin: 0;">¥ 5 0 0</h2>		
発行 大和高田市	有効期限 ※有効期限内にご使用ください。	

大和高田市地域振興券		QRコード
<h1 style="margin: 0;">共通券</h1> <h2 style="margin: 0;">¥ 1 , 0 0 0</h2>		
発行 大和高田市	有効期限 ※有効期限内にご使用ください。	

裏面

地域振興券利用期間 令和2年11月1日(日)～令和3年1月31日(日)

下記の「ご利用の注意点」を確認の上、「振興券参加店舗」でご利用ください。

「ご利用の注意点」

- ・上記の利用期間内に限りご利用いただけます。期間を過ぎた場合は無効となります。
- ・振興券の交換又は売買、現金との引き替えはできません。
- ・つり銭は出ませんのでご了承ください。
- ・表紙のついた綴りから振興券を切り離すと、原則使用出来ません。誤って切り離した場合は、その振興券と綴りの両方を提示し、利用店舗の確認を受けてください。
- ・振興券の盗難、紛失、滅失等について発行者はその責を負いません。
- ・一度購入された振興券の払い戻しはしません。
- ・次に掲げる物品の販売、サービス等の提供は、振興券の利用対象外とします。

- ① 商品券、図書券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード、たばこ、宝くじ等換金性の高いもの及び税金納付
- ② 事業活動に伴い、使用する原材料、機器類、及び仕入商品等の購入等

※振興券取扱店舗記入欄



大和高田市長 堀内 大造

## 大和高田市中小企業等家賃支援給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が著しく減少した中小企業等に対し、当該中小企業等の経営の安定化を図ることを目的とし、事業活動に要する物件の賃料等の一部を補助するため、予算の範囲内において大和高田市中小企業等家賃支援給付金(以下「給付金」という。)を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人(資本金の額又は出資の総額が定められていない法人にあっては、常時使用する従業員の数が2千人以下であるもの)、個人事業者及びその他これに準ずると認められる者
- (2) 物件 中小企業等が、自らの事業のために直接占有する土地及び建物(その使用及び収益の形態に鑑みこれらに類するものを含む。以下同じ。)で、他人が所有するもの。ただし、国給付金の申請後、新たに占有を始めた土地及び建物は含まない。
- (3) 賃料等 中小企業等が、物件に関する賃貸借契約及びこれと類似する契約又は処分(以下「賃貸借契約等」という。)に基づき、物件の使用及び収益の対価として支払う金銭(当該対価に係る租税を含む。)
- (4) 国給付金 国が家賃支援給付金給付規程に基づき給付する家賃支援給付金

(給付対象者)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「給付対象者」という。)について、給付金を給付するものとする。

- (1) 市内に所在する物件に対し、賃料等を支払っている中小企業等であること。
- (2) 国給付金の給付決定を受けていること。
- (3) 給付金の申請時点において事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(給付金の額の算定)

第4条 給付対象者に給付する給付金の額は、給付対象者が市内で賃貸借契約等に基づいて占有する物件に対して支払う1月当たりの賃料等に3分の1を乗じた額の3倍とし、20万円を上限とする。ただし、給付金の額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の1月当たりの賃料等の額は、国給付金の給付金額の算定の基準となった額とする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定めるところにより、大和高田市中小企業等家賃支援給付金給付申請書兼請求書(様式第1号)を提出するものとする。

(給付金の給付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、給付金の給付を決定し、当該申請者に対し、大和高田市中小企業等家賃支援給付金給付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

（給付金の給付）

第7条 市長は、前条の規定による給付決定の通知後、速やかに給付金を給付するものとする。

2 前項の規定による給付金の給付は、金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

（指示及び検査）

第8条 市長は、第6条の規定による給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（給付金の給付決定の取消し等）

第9条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付決定を取り消すことができる。

（1） 前条の規定による市長の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

（2） 給付金の給付決定後に、第3条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。

（3） 国給付金について、国から給付の決定を取り消されたとき。

（4） 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。

（給付金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により給付金の給付決定を取り消した場合において、既に給付金が給付されているときは、期限を定めて当該給付金の返還を書面により命ずるものとする。

（届出）

第11条 給付決定者は、第9条第2号又は第3号に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 給付金の給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

（申請者） 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

（連絡先） 担当者名

書類送付先

電話番号

メールアドレス

大和高田市中小企業等家賃支援給付金給付申請書兼請求書

下記のとおり、大和高田市中小企業等家賃支援給付金の給付を申請します。また、給付決定があった後は、給付決定された給付金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

記

①基本情報

種別	法人 ・ 個人	事業内容	
国の家賃支援給付金の申請番号			
市内の物件に係る賃貸借契約等の数	件	市外で賃借等している物件の有無	あり ・ なし

※市内の物件に係る賃貸借契約等の情報について、2枚目に記入してください。

②振込先口座情報

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

※振込先口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。

③賃貸借契約等情報 ※記入欄が足りない場合は、複写して使用してください。

市内の物件に係る賃貸借契約等の賃料等合計（共益費・管理費を含む。）		
合 計	契約上の賃料等	国給付金の申請日の直前1ヶ月以内に実際に支払った賃料等
	円/月	円/月

市内の物件に係る賃貸借契約等の内訳				
賃 貸 借 契 約 等 ①	契約上の賃料等		国給付金の申請日の直前1ヶ月以内に実際に支払った賃料等	
	月額賃料	円/月	月額賃料	円/月
	共益費・管理費	円/月	共益費・管理費	円/月
	合計	円/月	合計	円/月
この契約等に 含まれる 物件①	物件種別	建物・土地・両方	用途（使用目的）	
	物件住所	大和高田市		
この契約等に 含まれる 物件②	物件種別	建物・土地・両方	用途（使用目的）	
	物件住所	大和高田市		
賃 貸 借 契 約 等 ②	契約上の賃料等		国給付金の申請日の直前1ヶ月以内に実際に支払った賃料等	
	月額賃料	円/月	月額賃料	円/月
	共益費・管理費	円/月	共益費・管理費	円/月
	合計	円/月	合計	円/月
この契約等に 含まれる 物件①	物件種別	建物・土地・両方	用途（使用目的）	
	物件住所	大和高田市		
この契約等に 含まれる 物件②	物件種別	建物・土地・両方	用途（使用目的）	
	物件住所	大和高田市		
賃	契約上の賃料等		国給付金の申請日の直前1ヶ月以内に実際に支払った賃料等	

貸借契約等	月額賃料	円/月	月額賃料	円/月	
	共益費・管理費	円/月	共益費・管理費	円/月	
	合計	円/月	合計	円/月	
③	この契約等に 含まれる 物件①	物件種別	建物・土地・両方	用途（使用目的）	
		物件住所	大和高田市		
	この契約等に 含まれる 物件②	物件種別	建物・土地・両方	用途（使用目的）	
		物件住所	大和高田市		
(特記事項)					

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

大和高田市中心企業等家賃支援給付金給付決定通知書

様

大和高田市長 印

年 月 日付で申請のあった大和高田市中心企業等家賃支援給付金の給付については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

給付決定額 円

**告示第127号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年8月11日

大和高田市市長 堀内 大造

**記**

1. 職権消除日 令和2年8月6日

2. 職権消除される者  
省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

**告示第128号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和2年8月19日

大和高田市市長 堀内 大造

1. 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所  
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日  
令和2年11月2日



## 4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年5月1日から令和2年5月31日までの間

**告示第129号**

大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年8月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱を廃止する告示  
大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱(平成27年告示第47号)  
は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

**告示第130号**

令和2年度軽自動車税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年8月24日

大和高田市長 堀内 大造

## 1. 納税通知書の発送年月日

令和2年5月8日

## 2. この公示送達により変更する納期限

変更前 令和2年6月1日

変更後 令和2年9月30日

## 3. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第131号**

令和2年9月4日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和2年8月28日

大和高田市長 堀内 大造

**告示第132号**

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年8月28日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日  
省略(市役所前掲示場掲示済)
- 2 送達を受けるべき者  
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第133号**

令和2年度軽自動車税全期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年8月28日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日  
令和2年度軽自動車税全期 令和2年6月25日
- 2 送達を受けるべき者  
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第134号**

令和2年度市県民税第1期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年8月28日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 この通知の発送年月日

令和2年度市県民税第1期 令和2年7月27日

## 2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第135号**

新型コロナウイルス感染症に係る寄附金控除の特例を適用する行事の指定に関する告示を次のように定める。

令和2年8月31日

大和高田市長 堀内 大造

新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例を適用する行事の指定に関する告示  
大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)附則第18条の17に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和2年政令第160号)第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

**公 告**

**公告第54号**

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市新庁舎来庁者用駐車場運営管理業務委託
2 履行場所	大和高田市役所新庁舎(大和高田市大字大中98番地4)
3 契約期間	機器設置等準備期間: 契約締結日から令和3年6月4日まで 運営管理期間: 令和3年7月1日から機器撤去完了日まで 機器撤去期間: 令和8年6月1日から令和8年6月30日まで
4 業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 「大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿」又は「大和高田市建物管理等業務競争入札参加資格者登録名簿」に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (6) 同種駐車場運営管理業務(設備機器等の設置、設備機器等の維持管理、駐車料金徴収業務及びコールセンター業務)を元請けで履行実績を有する者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ③ 5(6)の要件を満たすことを証するもの(該当業務(設備機器等の設置、設備機器等の維持管理、駐車料金徴収業務及びコールセンター業務)全ての履行実績が分かる契約書等)の写し

	<p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月6日（木）から令和2年8月20日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年8月31日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月1日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月3日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>

1 1 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年9月4日（金）午前10時00分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第55号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市新庁舎電話交換機設備購入
2 納入場所	奈良県大和高田市大字大中地内
3 納入期限	令和3年5月31日
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て

	<p>満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「諸機器（通信機器）」の登録を有する者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月7日（金）から令和2年8月20日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p>

	<p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年9月4日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月7日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月9日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年9月10日（木）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>



	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 本契約の成立	(1) 契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとしてします。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは当該仮契約を解除します。
16 契約保証金	免除します。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第56号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	土庫小学校エレベーター棟増築工事設計業務委託
2 履行場所	大和高田市立土庫小学校(大和高田市 土庫三丁目 地内)
3 履行期間	契約締結日から令和2年12月25日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築設計業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80

	<p>号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。                  (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。                  (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注業務が履行中（落札した時点から完了検査に合格するまで）の者でないこと。                  (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間                  令和2年8月12日（水）から令和2年8月21日（金）まで。                  ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間                  午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所                  大和高田市大中100番地1                  大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日                  提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限</p>

	<p>令和2年8月28日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年8月31日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月2日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年9月3日（木）午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥1,770,000-（消費税等抜き）</p>

17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第57号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大和高田市保健センター非常灯取替更新工事
2 工事場所	大和高田市保健センター（大和高田市 西町 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和2年10月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月12日(水)から令和2年8月21日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年8月28日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年8月31日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月2日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年9月3日(木) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
16 最低制限比較価格	¥1,980,000-(消費税等抜き)
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第58号

## 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告

します。

令和2年8月12日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	コンピラ山古墳埋蔵文化財発掘調査業務
2 履行場所	奈良県大和高田市大字築山560番の一部
3 契約期間	契約締結日から令和2年10月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（検査・分析・調査業務）又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿（測量・コンサルタント等）の「埋蔵文化財発掘調査」に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 元請けで官公庁等発注の埋蔵文化財発掘調査の履行実績を有する者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（7）の要件を満たすことを証するもの（該当調査業務等に係る契約書等）の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月13日（木）から令和2年8月25日（火）まで。</p>

	<p>ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年9月4日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月7日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月9日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>



12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年9月10日（木）午前11時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第59号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月12日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	<p>令和2年度大和高田市新型コロナウイルス感染症対策物品（便座クリーナー用ディスペンサー等）購入</p>
2 納入場所	<p>教育総務課分：大和高田市役所教育総務課（大和高田市大中100番地1）</p> <p>保育課分：大和高田市立高田西保育所（大和高田市市場535番地1）</p>
3 納入期限	<p>令和2年11月30日（月）</p>
4 業務内容等	<p>入札説明書（仕様書）のとおりに従う。</p>
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・</p>

	<p>事務用機器」、「薬品・医療器材類」、「諸機器」又は「その他」の登録を有する者であること。</p> <p>(2) 市内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月13日(木)から令和2年8月25日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>

8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年9月4日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月8日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月10日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年9月11日(金)午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第63号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	公立学校情報ネットワーク環境施設整備工事(中学校・市商)
2 工事場所	大和高田市内3中学校、1高等学校(高田中学校、片塩中学校、高田西中学校、高田商業高校)
3 工事期間	契約締結日から令和3年3月26日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書・設計図等)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者登録名簿の「電気工事」又は「電気通信工事」に登録している者であること。 (2) 「電気工事」登録業者は大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項における電気通信工事業の建設業許可を有する者であること。 (4) 電気通信工事に関する監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当す

	<p>る者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 「電気通信工事業」建設業許可証明書の写し（「電気工事」登録業者に限る。）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月20日（木）から令和2年8月31日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書・設計図等）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書・設計図等）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和2年8月20日（木）から令和2年8月31日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書・設計図等）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書・設計図等）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p>

	<p>(1) 受付期限 令和2年9月10日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月11日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月15日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年9月16日（水）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5（4）に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p>

17 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
18 最低制限比較価格	¥39,130,000- (消費税等抜き)
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第64号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	公立学校情報ネットワーク環境施設整備工事(小学校2校区)
2 工事場所	大和高田市内4小学校(磐園小学校、陵西小学校、菅原小学校、浮孔西小学校)
3 工事期間	契約締結日から令和3年3月26日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書・設計図等)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者登録名簿の「電気工事」又は「電気通信工事」に登録している者であること。 (2) 「電気工事」登録業者は大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項における電気通信工事業の建設業許可を有する者であること。 (4) 電気通信工事に関する監理技術者又は主任技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法

	<p>の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）                  (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。                  (8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ 「電気通信工事業」建設業許可証明書の写し（「電気工事」登録業者に限る。）</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間                  令和2年8月20日（木）から令和2年8月31日（月）まで。                  ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間                  午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所                  大和高田市大中100番地1                  大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日                  提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書・設計図等）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書・設計図等）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間                  令和2年8月20日（木）から令和2年8月31日（月）まで。                  ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間                  午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所</p>



	大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書・設計図等)についての質疑応答	入札説明書(仕様書・設計図等)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。) (1) 受付期限 令和2年9月10日(木)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和2年9月11日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和2年9月15日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年9月16日(水)午前10時15分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。

	(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室
17 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
18 最低制限比較価格	¥36,230,000- (消費税等抜き)
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第65号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	公立学校情報ネットワーク環境施設整備工事(小学校1校区)
2 工事場所	大和高田市内4小学校(片塩小学校、高田小学校、土庫小学校、浮孔小学校)
3 工事期間	契約締結日から令和3年3月26日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書・設計図等)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者登録名簿の「電気工事」又は「電気通信工事」に登録している者であること。 (2) 「電気工事」登録業者は大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項における電気通信工事業の建設業許可を有する者であること。 (4) 電気通信工事に関する監理技術者又は主任技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

	<p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ 「電気通信工事業」建設業許可証明書の写し（「電気工事」登録業者に限る。）</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月20日（木）から令和2年8月31日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書・設計図等）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書・設計図等）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和2年8月20日（木）から令和2年8月31日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p>

	<p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書・設計図等）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書・設計図等）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年9月10日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月11日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月15日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年9月16日（水）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの</p>

	した入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室
17 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
18 最低制限比較価格	¥34,200,000-(消費税等抜き)
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

#### 公告第66号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年8月20日

大和高田市長 堀内 大造

#### 公告第67号

下記1の公告した入札工事について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

令和2年8月21日

大和高田市長 堀内 大造

#### 記

##### 1 対象工事

公告日 令和2年8月19日

公告番号 公告第63号

工事名 「公立学校情報ネットワーク環境施設整備工事(中学校・市商)」

##### 2 訂正内容

5 入札参加資格要件の項中(4)を次のように改める。

(4) 電気通信工事に関する監理技術者又は主任技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。

## 公告第68号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市発熱者検査センターの設置に伴う仮囲い賃貸借業務
2 履行場所	奈良県大和高田市内
3 契約期間	賃貸借期間：令和2年10月20日から令和3年2月28日まで ※詳細は、入札説明書(仕様書)のとおり
4 業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿「役務提供(リース・レンタル)」に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。 (4) 受付期間 令和2年8月25日(火)から令和2年9月8日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年9月17日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月18日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

	<p>(1) 日時 令和2年9月25日（金）午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第69号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和2年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託
2 履行期間	契約締結日から令和3年3月10日（水）まで
3 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（調査業務）又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の（測量・コンサルタント等）に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第2</p>



	<p>25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(4) 平成27年4月1日以降で、元請けで官公庁等発注の自動車騒音に係る調査業務等の履行実績を有する者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>5 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、4(4)の要件を満たすことを証するもの(該当調査業務等に係る契約書等)の写しと4(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間          令和2年8月27日(木)から令和2年9月10日(木)まで。          ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間          午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所          大和高田市大中100番地1          大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>6 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日          提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知          参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知          参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>7 入札説明書(仕様書)</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答</p>

<p>についての質疑応答</p>	<p>票によりFAXで、次のとおり行います。                  (1) 受付期限                  令和2年9月23日(水)午後5時まで                  (2) 送信先                  大和高田市役所 環境建設部契約監理室                  FAX 0745-49-0053                  (3) 回答期限                  令和2年9月24日(木)午後5時まで                  回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>8 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。                  (1) 期限                  令和2年9月28日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。                  (2) 郵送先                  〒635-8799                  大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留                  大和高田市 契約監理室                  (3) 郵送方法                  不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>9 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。</p>
<p>10 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>11 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。                  (1) 日時                  令和2年9月29日(火)午前10時30分から                  (2) 場所                  大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室                  (3) 開札結果等の公表                  開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>12 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。                  (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札                  (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札                  (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
<p>13 落札者の決定等</p>	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

14 契約保証金	免除します。
15 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**教育委員会**

**教育委員会訓令第3号**

令和2年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年7月30日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

令和2年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和2年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和2年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員6名以内をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会事務局長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 大和高田市校長会代表
  - (2) 大和高田市園長会代表
- 5 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員長、副委員長及び委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和3年2月28日限り、その効力を失う。

### 教育委員会告示第19号

大和高田市教育委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年7月16日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和2年7月30日(木) 午後1時30分

2 場所

市役所4階 合同委員会室

3 議案

第1号 大和高田市指定文化財の新規指定について

第2号 令和2年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱(案)について

第3号 教育委員会情報化検討チーム設立について

第4号 その他

**教育委員会告示第20号**

大和高田市教育委員会8月臨時委員会を下記のとおり招集する。

令和2年7月22日

大和高田市教育委員会委員長 梶木 義敏

記

日時 令和2年8月17日（月） 13時30分～

場所 大和高田市役所 4階 合同委員会室

議案 第1号 令和3年度以降使用中学校用教科用図書採択について

第2号 その他

**教育委員会告示第21号**

大和高田市文化財保護条例（平成5年3月23日条例第15号）第5条第4項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を大和高田市指定文化財に指定する。

令和2年7月30日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

考古資料の部

名 称	員数	所有者（管理者）	所在地
池田の石棺仏 （附）石棺底石	1 対	（石棺仏） 池田地蔵講  （附・石棺底石） 池田自治会	（石棺仏） 大和高田市大字池田145番地  （附・石棺底石） 大和高田市大字池田136番地

歴史資料の部

名 称	員数	所有者（管理者）	所在地
常光寺名号碑	1 基	宗教法人常光寺	大和高田市旭北町2番52号

**教育委員会告示第22号**

大和高田市文化財保護条例（平成5年3月23日条例第15号）第5条第4項の規定により、次の表に掲げる有形民俗文化財を大和高田市指定文化財に指定する。

令和2年7月30日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

名 称	員数	所有者（管理者）	所 在 地
西宮神社の四季農耕図絵馬	1面	曾大根自治会	大和郡山市矢田町545番地 （奈良県立民俗博物館寄託）

### 教育委員会告示第23号

大和高田市教育委員会8月定例委員会を次のとおり招集する。

令和2年8月20日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時  
令和2年8月27日（木）午後1時30分
- 2 場所  
市役所4階 委員会室
- 3 議案  
第1号 後援願いについて  
第2号 IT研究会発足について（田口委員提案）  
第3号 その他

### 選挙管理委員会

### 選挙管理委員会告示第15号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年8月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

- 1 日時  
令和2年9月1日（月） 午前9時00分
- 2 場所  
大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案

- 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
- 第2号 選挙人名簿の定時登録について
- 第3号 その他

**公営企業**

上下水道事業公告第15号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月6日

（上下水道事業管理者）  
大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	築枝築山地内管渠工事（5）
2 工事場所	大和高田市 築山 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</li> <li>（2）令和2年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。</li> <li>（3）大和高田市内に本店を有する者であること。</li> <li>（4）土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</li> <li>（5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</li> <li>（6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</li> <li>（7）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</li> <li>（8）（5）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置</li> </ul>

	<p>要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月7日（金）から令和2年8月18日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和2年8月7日（金）から令和2年8月18日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>



<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年9月4日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月7日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月9日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年9月10日（木）午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5（4）に係る確認審査を実施します。 （1）審査日時 上下水道部下水道課から対象者に対して電話連絡いたします。 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限比較価格	¥57,290,000－（消費税等抜き）
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第16号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月6日

（上下水道事業管理者）  
大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	土枝池尻地内管渠工事（15）・給配水管移設工事（G15）
2 工事場所	大和高田市 池尻 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 （2）令和2年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）契約金額の合計額が3,500万円以上となる場合、土木工事に関する主任技術者又は監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。 （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

	<p>であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月7日（金）から令和2年8月18日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 3階 大和高田市上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 令和2年8月7日(金)から令和2年8月18日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 3階 大和高田市上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和2年9月4日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月7日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月9日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年9月10日(木)午前9時35分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 上下水道部下水道課から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 3階 大和高田市上下水道部下水道課
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	免除します。
19 最低制限比較価格	¥30,270,000- (消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第17号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和2年8月6日

(上下水道事業管理者)  
 大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高6枝曾大根2丁目・甘田町地内管渠工事(10)
2 工事場所	大和高田市 曾大根2丁目・甘田町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年2月26日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和2年度大和高田市格付け等級がB級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 契約金額の合計額が3,500万円以上となる場合、土木工事に関する主任技術者又は監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和2年8月7日（金）から令和2年8月18日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 3階 大和高田市上下水道部下水道課</p>

<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 令和2年8月7日（金）から令和2年8月18日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 3階 大和高田市上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年9月4日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和2年9月7日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年9月9日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和2年9月10日(木) 午前9時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 上下水道部下水道課から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 3階 大和高田市上下水道部下水道課
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	免除します。
19 最低制限比較価格	¥29,650,000-(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。